

関原発第57号
2022年5月9日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2022年2月28日付け関原発第560号をもって変更認可申請しました、大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、別紙のとおり補正いたします。

以上

別 紙

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正内容

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を以下のとおり一部補正する。

- ・本文のうち、「1. 変更の内容」を添付1のとおり補正する。
- ・本文のうち、「3. 施行期日」を添付2のとおり補正する。
- ・別添を添付3のとおり補正する。

以 上

1. 変更の内容

昭和52年 8月31日付 52安(原規)第237号をもって認可を受け、
 昭和53年11月13日付 53安(原規)第264号、
 昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、
 昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、
 昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、
 昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、
 昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、
 昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、
 昭和60年11月 5日付 60資庁第11805号、
 昭和63年 2月23日付 62資庁第16337号、
 平成元年 3月31日付 元資庁第 3503号、
 平成 3年 1月21日付 2資庁第12871号、
 平成 3年 5月23日付 3資庁第 5072号、
 平成 4年12月 2日付 4資庁第12579号、
 平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、
 平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
 平成 7年 6月12日付 7資庁第 6883号、
 平成 8年 8月23日付 8資庁第 8448号、
 平成 9年 8月27日付 平城09・08・07資第 9号、
 平成10年 9月25日付 平城10・08・11資第16号、
 平成11年 9月 1日付 平城11・07・29資第19号、
 平成13年 1月 5日付 平城12・08・31資第10号、
 平成13年 2月23日付 平城13・02・15原第19号、
 平成13年11月 5日付 平城13・09・28原第77号、
 平成14年 8月28日付 平城14・07・12原第12号、
 平成15年 6月20日付 平城15・06・09原第19号、
 平成16年 5月13日付 平城15・12・19原第40号、
 平成16年10月 5日付 平城16・08・19原第 2号、
 平成17年 7月20日付 平城17・07・04原第23号、
 平成18年 2月22日付 平城18・01・31原第16号、
 平成18年 9月 8日付 平城18・08・24原第12号、
 平成19年 3月15日付 平城19・02・16原第17号、
 平成19年 6月26日付 平城19・06・08原第137号、
 平成19年12月13日付 平城19・11・30原第25号、
 平成20年 8月22日付 平城20・07・11原第14号、
 平成20年12月12日付 平城20・10・31原第 3号、
 平成21年11月 4日付 平城21・09・18原第11号、
 平成22年 6月25日付 平城22・06・10原第 3号、
 平成22年12月13日付 平城22・11・09原第30号、
 平成23年 5月11日付 平城23・04・20原第 3号、
 昭和54年 5月28日付 54資庁第 7785号、
 昭和54年10月31日付 54資庁第13176号、
 昭和56年 6月19日付 56資庁第 8318号、
 昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
 昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
 昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
 昭和60年 6月15日付 60資庁第 7137号、
 昭和61年 6月26日付 61資庁第 8872号、
 昭和63年 7月14日付 63資庁第 7656号、
 平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
 平成 3年 3月26日付 3資庁第 2004号、
 平成 3年12月13日付 3資庁第13043号、
 平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
 平成 6年 3月31日付 6資庁第 1950号、
 平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、
 平成 7年 9月13日付 7資庁第10107号、
 平成 9年 1月31日付 8資庁第12745号、
 平成10年 6月25日付 平城10・06・22資第15号、
 平成11年 3月29日付 平城11・01・20資第16号、
 平成12年 6月26日付 平城12・06・12資第11号、
 平成13年 1月19日付 平城13・01・19原第15号、
 平成13年 3月30日付 平城13・03・23原第13号、
 平成14年 3月 8日付 平城14・02・07原第12号、
 平成14年10月22日付 平城14・09・20原第 8号、
 平成15年 9月11日付 平城15・08・28原第10号、
 平成16年 6月16日付 平城16・06・07原第12号、
 平成17年 4月11日付 平城17・03・17原第10号、
 平成17年10月24日付 平城17・10・03原第12号、
 平成18年 4月21日付 平城18・04・14原第 4号、
 平成18年10月23日付 平城18・10・02原第21号、
 平成19年 5月30日付 平城19・05・15原第34号、
 平成19年12月13日付 平城19・09・28原第33号、
 平成20年 6月18日付 平城20・05・20原第11号、
 平成20年10月 7日付 平城20・09・16原第19号、
 平成21年 3月25日付 平城21・03・03原第24号、
 平成22年 2月10日付 平城22・01・06原第16号、
 平成22年 9月13日付 平城22・08・04原第 5号、
 平成23年 5月 6日付 平城23・04・04原第35号、
 平成23年 5月31日付 平城23・05・13原第21号、

平成23年 9月20日付 平成23・07・25原第14号、
 平成25年 3月25日付 原管収第121221003号、
 平成27年 6月12日付 原規規発第1506127号、
 平成28年 1月20日付 原規規発第1601201号、
 平成28年10月26日付 原規規発第1610267号、
 平成29年 9月 1日付 原規規発第1709014号、
 平成30年12月17日付 原規規発第1812177号、
 令和元年 6月25日付 原規規発第1906255号、
 令和元年12月11日付 原規規発第1912116号、
 令和 2年 5月26日付 原規規発第2005263号、
 令和 2年 6月11日付 原規規発第2006113号、
 令和 3年 2月19日付 原規規発第2102194号、
 令和 3年 9月16日付 原規規発第21091610号
 令和 4年 3月24日付 原規規発第2203243号及び
 平成24年 9月 6日付 20120815原第22号、
 平成26年 6月 9日付 原規規発第1406095号、
 平成27年 9月18日付 原規規発第1509183号、
 平成28年 3月24日付 原規規発第16032411号、
 平成29年 6月26日付 原規規発第1706266号、
 平成30年 6月26日付 原規規発第1806268号、
 平成31年 2月13日付 原規規発第1902132号、
 令和元年 9月 3日付 原規規発第1909033号、
 令和 2年 2月21日付 原規規発第2002212号、
 令和 2年 6月 3日付 原規規発第2006033号、
 令和 2年 6月19日付 原規規発第2006194号、
 令和 3年 6月 4日付 原規規発第2106045号、
 令和 3年11月24日付 原規規発第2111242号
 令和 4年 4月 7日付 原規規発第2204072号

で変更認可を受けた大飯発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。
- (2) 本規定施行の際、土木建築工事グループの廃止に伴い変更する規定については、3、4号炉の特定重大事故等対処施設に係る工事完了日以降準備整い次第適用することとし、それまでの間は従前の例による。

別添 大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|-------------|
| <p>第3章 保安管理体制 第1節 組織および職務</p> <p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> | <p>第3章 保安管理体制 第1節 組織および職務</p> <p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|---|
| <p>図 4 (続き)</p> <p>【発電所】</p> <p>(※1) 発電用原子炉主任技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証室長 安全・防災室長 所長室長 <p>(※2) 発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術課長 原子燃料課長 放射線管理課長 発電室長 保安計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー <ul style="list-style-type: none"> 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 <p>※3：1. 2号炉担当および3. 4号炉担当</p> | <p>図 4 (続き)</p> <p>【発電所】</p> <p>(※1) 発電用原子炉主任技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証室長 安全・防災室長 所長室長 <p>(※2) 発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術課長 原子燃料課長 放射線管理課長 発電室長 保安計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー <ul style="list-style-type: none"> 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 <p>当直課長</p> | <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> <p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|-------------|
| <p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設的设计・保安（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保安（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保安に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第 1 項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第 3 条 8. 2. 4 項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> | <p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設的设计・保安（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保安（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保安に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第 1 項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第 3 条 8. 2. 4 項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|---|
| <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所屬員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所屬員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の統括を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の統括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の統括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(15) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理（電気工グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理（機械工グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工グループ課長および土木建築工グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> | <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所屬員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所屬員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の統括を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の統括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の統括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(15) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理（電気工グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理（機械工グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工グループ課長および土木建築工グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り下がり）</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り下がり）</p> <p>組織改正に伴う変更（土木建築工グループの廃止）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|--|
| <p>(19) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(20) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(21) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に關する業務を含む）。</p> <p>(24) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(21)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(25) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(26) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(27) 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保安計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p> | <p>(20) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(21) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に關する業務（<u>総括に關する業務を除く。</u>）を含む）。</p> <p>(24) 第2項(5)、(6)、(10)から(14)および(16)から(21)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(25) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(26) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(27) 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保安計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p> | <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り下がりがり）</p> <p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p> <p>職務分担見直しに伴う変更（番号の繰り下がりがり）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|-------------|
| <p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(j) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模環境汚染発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> | <p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(j) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模環境汚染発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|-----------|
| <p>(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項（第2編第160条第2項に関する事項を含む） (7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第128条） (8) 保安教育実施計画の策定（第136条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(21)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> | <p>(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項（第2編第160条第2項に関する事項を含む） (7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第128条） (8) 保安教育実施計画の策定（第136条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(16)から(21)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> | <p>理由</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|---|----------------------------------|
| <p>(巡視点検)</p> <p>第 1 4 条 当直課長（<u>1、2号炉担当含む</u>）は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、第 1 1 2 条第 1 項で定める区域ならびに系統より切離されている施設^{※1}を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第 1 2 5 条の 3 第 3 項に定める観点を点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内および第 1 1 2 条第 1 項で定める区域については、第 1 1 2 条第 1 項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長（<u>1、2号炉担当含む</u>）は、そのために従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、系統より切離されている施設について一定期間^{※2}毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができ、ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。</p> | <p>(巡視点検)</p> <p>第 1 4 条 当直課長および当直長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、第 1 1 2 条第 1 項で定める区域ならびに系統より切離されている施設[※]を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第 1 2 5 条の 3 第 3 項に定める観点を点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内および第 1 1 2 条第 1 項で定める区域については、第 1 1 2 条第 1 項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長および当直長は、そのために従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、系統より切離されている施設について一定期間^{※2}毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができ、ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。</p> | <p>細織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|-----------------------------------|
| <p>(引 継)</p> <p>第 1 6 条 当直課長(1、2号炉担当含む)は、その業務を次直の当直課長(1、2号炉担当含む)に引き継ぐ際には、運転日誌および引継日誌を申し送る。</p> | <p>(引 継)</p> <p>第 1 6 条 当直課長および当直長は、その業務を次直の当直課長および当直長に引き継ぐ際には、運転日誌および引継日誌を申し送るとともに、運転状況を申し送る。</p> | <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プログラムの体制見直し）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|---------------------|
| <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画^{※2}を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置^{※3}</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 安全・防災室長は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</p> <p>と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> | <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条 保安計画課長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画^{※2}を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置^{※3}</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 保安計画課長は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</p> <p>と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |
| <p>※ 1：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本案において同じ）。</p> <p>※ 2：計画とは、火災防護計画を示す。</p> <p>※ 3：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> | <p>※ 1：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本案において同じ）。</p> <p>※ 2：計画とは、火災防護計画を示す。</p> <p>※ 3：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> | |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|---|---------------------|
| <p>(内部溢水発生時の体制の整備) 第18条の2 安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4. 各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> | <p>(内部溢水発生時の体制の整備) 第18条の2 保安計画課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保安計画課長に報告する。 保安計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4. 各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|---|-------------------------------|
| <p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動[※]を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>安全・防災室長</u>に報告する。</p> <p><u>安全・防災室長</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p> | <p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 保安計画課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動[※]を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>保安計画課長</u>に報告する。</p> <p><u>保安計画課長</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p> | <p>理由</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|--|-------------------------------|
| <p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの更新状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p> | <p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 保安計画課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保安計画課長に報告する。保安計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの更新状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p> | <p>理由</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|--|-------------------------------|
| <p>(有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の3の2 安全・防災室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に対する教育訓練 (3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p> | <p>(有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の3の2 保安計画課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に対する教育訓練 (3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保安計画課長に報告する。</p> <p>保安計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p> | <p>理由</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|---------------------|
| <p>(資機材等の整備)</p> <p>第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 所長室および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、発電室長、電気保修課長および放射線管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(3) 機械保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いるディーゼル発電機を7日間連続運転させるために、位置的分散を考慮して、タンクローリー4台以上を配備する。また、安全・防災室長および発電室長は、タンクローリーによる燃料の輸送に関する以下の手順を定める。</p> <p>(a) タンクローリーの燃料輸送に関する手順</p> <p>(b) タンクローリーの輸送ルート確保に関する手順</p> <p>(c) 竜巻の襲来が予想される場合にタンクローリー4台を鯨谷トンネルに退避するための手順</p> <p>(d) タンクローリーの退避ルートの確保に関する手順</p> | <p>(資機材等の整備)</p> <p>第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 所長室長、保全計画課長および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、発電室長、電気保修課長および放射線管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(3) 機械保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いるディーゼル発電機を7日間連続運転させるために、位置的分散を考慮して、タンクローリー4台以上を配備する。また、発電室長および保全計画課長は、タンクローリーによる燃料の輸送に関する以下の手順を定める。</p> <p>(a) タンクローリーの燃料輸送に関する手順</p> <p>(b) タンクローリーの輸送ルート確保に関する手順</p> <p>(c) 竜巻の襲来が予想される場合にタンクローリー4台を鯨谷トンネルに退避するための手順</p> <p>(d) タンクローリーの退避ルートの確保に関する手順</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|---------------------------------|
| <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 90 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 90-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 | <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 90 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 90-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 | |
| <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 90-2 から表 90-21 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。 <p>3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 90-2 から表 90-21 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p> | <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 90-2 から表 90-21 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。 <p>3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 90-2 から表 90-21 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p> | <p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|---|---------------------------------|
| <p>(特重施設を構成する設備) 第90条の2 次の各号の特重施設を構成する設備（以下、本条において「特重設備」という。）は、表90の2-1で定める事項を運転上の制限とする。 (中略)</p> <p>2. 特重設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> | <p>(特重施設を構成する設備) 第90条の2 次の各号の特重施設を構成する設備（以下、本条において「特重設備」という。）は、表90の2-1で定める事項を運転上の制限とする。 (中略)</p> | |
| | | <p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p> |

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|---|---|
| <p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 9 2 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。))は、運転上の制限を満足していることを第 3 節第 2 0 条から第 9 1 条の 2 の第 2 項(以下、本編各条において「この規定第 2 項」という。))で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下、「実条件性能確認」という。))するために十分な方法(事故時等の条件を模倣できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。))により行う。</p> <p>2. この規定第 2 項で定める頻度および第 3 節第 2 0 条から第 9 1 条の 2 の第 3 項(以下、本編各条において「この規定第 3 項」という。))で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表 9 2 - 1 に定める範囲内で延長することができる^{*1}*2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない^{*1}*2。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、この規定第 2 項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第 3 項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第 2 項で定める頻度(期間)以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度(期間)より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、この規定第 2 項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> | <p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 9 2 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。))は、運転上の制限を満足していることを第 3 節第 2 0 条から第 9 1 条の 2 の第 2 項(以下、本編各条において「この規定第 2 項」という。))で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下、「実条件性能確認」という。))するために十分な方法(事故時等の条件を模倣できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。))により行う。</p> <p>2. この規定第 2 項で定める頻度および第 3 節第 2 0 条から第 9 1 条の 2 の第 3 項(以下、本編各条において「この規定第 3 項」という。))で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表 9 2 - 1 に定める範囲内で延長することができる^{*1}*2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない^{*1}*2。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、この規定第 2 項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第 3 項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第 2 項で定める頻度(期間)以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度(期間)より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。))は、この規定第 2 項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> | <p>理由</p> <p>細緯改正に伴う変更(土木建築工事グループの廃止)</p> |
| | <p>(以下略)</p> | <p>(以下略)</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|--|---|
| <p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第 9 3 条 運転上の制限を満足しない場合は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。))が第 3 節第 2 0 条から第 9 1 条の第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該の運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(要求される措置に対する完了時間の起点)から、要求される措置を開始する。なお、要求される措置の運用方法については、表 9 3 - 1 の例に準拠するものとする。</p> <p>5. 運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第 3 項で定めるいずれの条件にも該当しない場合は、当直課長は、1 3 時間以内にモード 3、3 7 時間以内にモード 4、5 7 時間以内にモード 5 へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなった場合は運転上の制限を満足していると判断した場合は、モードの移行を完了させる必要はない。</p> <p>6. 当直課長は、要求される措置を実施するにあたり、この要求される措置に記載がある場合を除き、原子炉熱出力の上昇および原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行ってはならない。</p> <p>7. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していない期間は、要求される措置に記載がある場合を除き、当該条文の第 2 項で定める事項を実施する必要はない。ただし、当該条文の第 2 項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>8. 運転上の制限を満足しているとき、当該条文の第 2 項で定める事項の一部または全部を実施した場合は、これを当該条文または他の条文の第 2 項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>9. 要求される措置を実施した場合、その内容が当該条文の第 2 項で定める事項の一部または全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文または他の条文の第 2 項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>(以下略)</p> | <p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第 9 3 条 運転上の制限を満足しない場合は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。))が第 3 節第 2 0 条から第 9 1 条の第 2 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該の運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(要求される措置に対する完了時間の起点)から、要求される措置を開始する。なお、要求される措置の運用方法については、表 9 3 - 1 の例に準拠するものとする。</p> <p>5. 運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第 3 項で定めるいずれの条件にも該当しない場合は、当直課長は、1 3 時間以内にモード 3、3 7 時間以内にモード 4、5 7 時間以内にモード 5 へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなった場合は運転上の制限を満足していると判断した場合は、モードの移行を完了させる必要はない。</p> <p>6. 当直課長は、要求される措置を実施するにあたり、この要求される措置に記載がある場合を除き、原子炉熱出力の上昇および原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行ってはならない。</p> <p>7. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していない期間は、要求される措置に記載がある場合を除き、当該条文の第 2 項で定める事項を実施する必要はない。ただし、当該条文の第 2 項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>8. 運転上の制限を満足しているとき、当該条文の第 2 項で定める事項の一部または全部を実施した場合は、これを当該条文または他の条文の第 2 項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>9. 要求される措置を実施した場合、その内容が当該条文の第 2 項で定める事項の一部または全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文または他の条文の第 2 項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>(以下略)</p> | <p>理由</p> <p>継続改正に伴う変更(土木建築工事グループの廃止)</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|--|--|
| <p>(予防保全を目的とした点検・点検・点検を実施する場合)</p> <p>第 9 4 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))は、予防保全を目的とした点検・点検・点検を実施するため、計画的に運転上の制限外に移動する措置^{※1}を要求される場合、当該運転上の制限を満足しない場合、表 9 3 1 の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、予防保全を目的とした点検・点検・点検を実施するた め、計画的に運転上の制限外に移動する場合であって、当該運転上の制限を満足しない場合、計 画的に運転上の制限外に移動する措置を要求される場合、当該運転上の制限を満足しない場合、あ ら か じめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※2}。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、表 9 4 1 で定める設備について、保全計画に 基づき定期的に行う点検・点検・点検を実施する場合は、同表に定める点検時の措置^{※1}を実施する。 4. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施については、第 9 3 条第 1 項の運転上の制限を満足しな い場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づく点検・保 修を行う場合、関係課(室)長と協議し実施する。</p> <p>6. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点まで点検・保 修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第 1 項を実施する場合、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外に移行 する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置^{※3}を順次実施し、その全てが終了 した時点から 2 4 時間以内に運転上の制限外に移動する。なお、移行前に実施した措置につい ては、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8. 第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づく運転上の制限外に移動する場合は、第 9 3 条第 3 項、 第 7 項、第 8 項、第 9 項および第 1 0 項に準拠する。なお、第 3 項に基づく運転上の制限外に 移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第 1 項または第 3 項の場合において要求される 措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合は第 2 項の場合において安 全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足しない場合と判断する。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の 制限外から復帰している場合と判断した場合は当直課長に通知する。</p> <p>11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第 2 項に基づく点検・点検・点検・点検において 完了時間を超過して点検・点検・点検・点検を実施後、運転上の制限外から復帰している場合 は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(以下略)</p> | <p>(予防保全を目的とした点検・点検・点検を実施する場合)</p> <p>第 9 4 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課 長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機 械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。)は、予 防保全を目的とした点検・点検・点検を実施するため、計画的に運転上の制限外に移動する場合は、 当該運転上の制限を満足しない場合と判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時 間の範囲内で実施する^{※2}。なお、運用方法については、表 9 3 1 の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、予防保全を目的とした点検・点検・点検を実施するた め、計画的に運転上の制限外に移動する場合であって、当該運転上の制限を満足しない場合 と判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あ ら か じめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※2}。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、表 9 4 1 で定める設備について、保全計画に 基づき定期的に行う点検・点検・点検を実施する場合は、同表に定める点検時の措置^{※1}を実施する。 4. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施については、第 9 3 条第 1 項の運転上の制限を満足しな い場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づく点検・保 修を行う場合、関係課(室)長と協議し実施する。</p> <p>6. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点まで点検・保 修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第 1 項を実施する場合、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外に移行 する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置^{※3}を順次実施し、その全てが終了 した時点から 2 4 時間以内に運転上の制限外に移動する。なお、移行前に実施した措置につい ては、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8. 第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づく運転上の制限外に移動する場合は、第 9 3 条第 3 項、 第 7 項、第 8 項、第 9 項および第 1 0 項に準拠する。なお、第 3 項に基づく運転上の制限外に 移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第 1 項または第 3 項の場合において要求される 措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合は第 2 項の場合において安 全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足しない場合と判断する。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の 制限外から復帰している場合と判断した場合は当直課長に通知する。</p> <p>11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第 2 項に基づく点検・点検・点検・点検において 完了時間を超過して点検・点検・点検・点検を実施後、運転上の制限外から復帰している場合 は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(以下略)</p> | <p>理由</p> <p>細部改正に伴う変更(土木建 築工事グループの廃止)</p> |

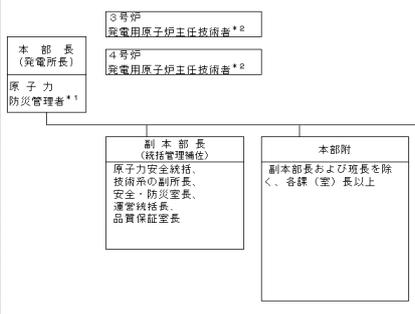
大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|---|
| <p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第 95 条 当直課長は、モードを変更した場合は、引継日誌に変更した時刻およびモードを記録する。</p> <p>2. 当直課長は、各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）ならびに当直課長を除く。）から運転上の制限を満足しない場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合、次の各項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む）</p> <p>(3) 運転上の制限を満足しているときと判断した場合は、満足しているときと判断した時刻</p> <p>3. 当直課長は、各課（室）長（品質保証室長等および当直課長を除く。）から運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保修の内容</p> <p>(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、復帰しているときと判断した時刻</p> | <p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第 95 条 当直課長は、モードを変更した場合は、引継日誌に変更した時刻およびモードを記録する。</p> <p>2. 当直課長は、各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）ならびに当直課長を除く。）から運転上の制限を満足しない場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む）</p> <p>(3) 運転上の制限を満足しているときと判断した場合は、満足しているときと判断した時刻</p> <p>3. 当直課長は、各課（室）長（品質保証室長等および当直課長を除く。）から運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保修の内容</p> <p>(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、復帰しているときと判断した時刻</p> | <p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

第 1 2 6 図 原子力防災組織図

変更前

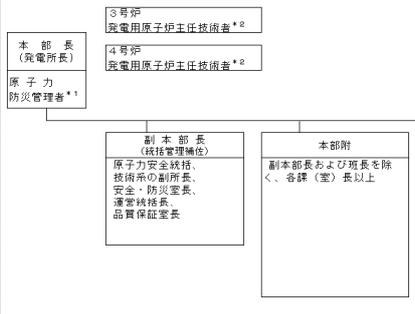


| | | 警戒体制 | | 原子力防災体制 | |
|--------|--------------------------------------|--------------------------------|--|--|--|
| 班 | 班長 | 副班長 | 主な職務 | | |
| 総務班 | 所長室課長(総務) 安全・防災室課長 | 所長室の係長(地域担当を除く) 安全・防災室の係長 | 1. 警戒本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡、通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達、輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 7. 消火活動 8. 他の班に属さない事務事項 | 1. 対策本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡、通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達、輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 7. 消火活動 8. 他の班に属さない事務事項 | |
| 広報班 | 所長室課長(地域) | 所長室の係長(地域担当) | 1. 報道関係対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動 | 1. 報道関係対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動(緊急時プレスを含む) 4. 原子力防災センターにおける活動の支援 | |
| 情報班 | 技術課長 | 技術課の係長 | 1. 社内警戒本部との情報受理、伝達 2. 発電所警戒本部内情報の整理、収集、記録、状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項 | 1. 社内対策本部との情報受理、伝達 2. 発電所対策本部内情報の整理、収集、記録、状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項 | |
| 安全管理班 | 安全・防災室課長 原子燃料課長 | 安全・防災室の係長 原子燃料課の係長 | 1. 事故状況の把握、評価 2. 発電所構内の警備、立入制限 3. 防護施設の使用 | 1. 原子力災害合同対策協議会との情報交換 2. 事故状況の把握、評価 3. 事故時影響緩和作の検討 4. 発電所構内の警備、立入制限 5. 防護施設の使用 6. 原子力防災センターにおける活動の支援 | |
| 放射線管理班 | 放射線管理課長 | 放射線管理課の係長 | 1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備、点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 | 1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備、点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 5. 原子力防災センターにおける活動の支援 | |
| 発電班 | 発電室長 | 発電室の係長、定機課長、当直課長、当直主任 | 1. 事故状況の把握、整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 消火活動 | 1. 事故状況の把握、整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 原子力災害合同対策協議会における情報収集 5. 消火活動 | |
| 保修班 | 保全計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 | 保全計画課長、電気保修課長、機械保修課長、土木建築課長の係長 | 1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所設備の整備、点検 3. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動 | 1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所設備の整備、点検 3. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動 6. 遠隔操作可能な装置等の操作 | |
| 特命班 | 副本部長または本部附 | 発電所対策本部長が指名した者 | 1. 不測の事態への対応 | 1. 不測の事態への対応 | |

* 1 : 原子力防災管理者は、複数号炉で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
 ・ 副本部長または本部附から号炉ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
 ・ 号炉ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。
 * 2 : 原子炉主任技術者を兼任する職位が各班の班長となる場合、あらかじめの課(室)長以上から当該の班長を任命しておく。

第 1 2 6 図 原子力防災組織図

変更後



| | | 警戒体制 | | 原子力防災体制 | |
|--------|--------------------------------------|--|--|--|--|
| 班 | 班長 | 副班長 | 主な職務 | | |
| 総務班 | 所長室課長(総務) 安全・防災室課長 | 所長室の係長(地域担当を除く) 安全・防災室の係長 | 1. 警戒本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡、通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達、輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 7. 消火活動 8. 他の班に属さない事務事項 | 1. 対策本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡、通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達、輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 7. 消火活動 8. 他の班に属さない事務事項 | |
| 広報班 | 所長室課長(地域) | 所長室の係長(地域担当) | 1. 報道関係対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動 | 1. 報道関係対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動(緊急時プレスを含む) 4. 原子力防災センターにおける活動の支援 | |
| 情報班 | 技術課長 | 技術課の係長 | 1. 社内警戒本部との情報受理、伝達 2. 発電所警戒本部内情報の整理、収集、記録、状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項 | 1. 社内対策本部との情報受理、伝達 2. 発電所対策本部内情報の整理、収集、記録、状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項 | |
| 安全管理班 | 安全・防災室課長 原子燃料課長 | 安全・防災室の係長 原子燃料課の係長 | 1. 事故状況の把握、評価 2. 発電所構内の警備、立入制限 3. 防護施設の使用 | 1. 原子力災害合同対策協議会との情報交換 2. 事故状況の把握、評価 3. 事故時影響緩和作の検討 4. 発電所構内の警備、立入制限 5. 防護施設の使用 6. 原子力防災センターにおける活動の支援 | |
| 放射線管理班 | 放射線管理課長 | 放射線管理課の係長 | 1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備、点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 | 1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備、点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 5. 原子力防災センターにおける活動の支援 | |
| 発電班 | 発電室長 | 発電室の係長、定機課長、 <u>廃止措置管理課長</u> 、 <u>当直課長</u> 、 <u>当直主任</u> | 1. 事故状況の把握、整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 消火活動 | 1. 事故状況の把握、整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 原子力災害合同対策協議会における情報収集 5. 消火活動 | |
| 保修班 | 保全計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 | 保全計画課長、電気保修課長、機械保修課長、土木建築課長の係長 | 1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所設備の整備、点検 3. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動 | 1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所設備の整備、点検 3. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動 6. 遠隔操作可能な装置等の操作 | |
| 特命班 | 副本部長または本部附 | 発電所対策本部長が指名した者 | 1. 不測の事態への対応 | 1. 不測の事態への対応 | |

* 1 : 原子力防災管理者は、複数号炉で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
 ・ 副本部長または本部附から号炉ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
 ・ 号炉ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。
 * 2 : 原子炉主任技術者を兼任する職位が各班の班長となる場合、あらかじめの課(室)長以上から当該の班長を任命しておく。

職務分担見直しに伴う変更
 組織改正に伴う変更(廃止措置プラントの体制見直し)

理由

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 表 136-1 | | 保安教育実施方針（総括表） | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|--|---------------------------|--|--|---|-------------------------|---------------------------|------------------|--------|----------------|-------|
| 保安教育の内容 | | | | 対象者と教育時間 ※3 | | | | | | | | | |
| 大分類 | 中分類 (実用訓練第2条 の内容) | 小分類 (項目) | 内 容 | 実施時期 | 当直班長 (1, 2号炉担当 当直主任 (3, 4号炉担 当)) | 当直班長 (3, 4号炉担 当) 当直主任 (3, 4号炉担 当) | 主操運転員 (3, 4号炉担 当) その他運転員 (1, 2号炉担 当) | 補機運転員 (3, 4号炉担 当) | 放射線業務処理 設備の運用に関 わる者 | 燃料取扱の業務に 関わる者 | 特種施設係員 | 左記以外の技術系 係員 | 事務系係員 |
| 入所時に 実施する 教育 ※1 | 関係法令および保安規 定の遵守に関すること 原子炉施設の構造、性 能に関すること 放射線管理に関すること | 原子炉等規制法および法令等の 遵守 原子炉のしくみ 原子炉等規制法等関係の構造に関すること 原子炉冷却系等主要系統の機能、性能に関すること | 原子炉等規制法に関連する法令の概要および法令等の 遵守 原子炉のしくみ 原子炉等規制法等関係の構造に関すること 原子炉冷却系等主要系統の機能、性能に関すること | 入所時 (原子力 発電所新規配備 時) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 放射線 業務 教育 ※1 | 関係法令および保安規 定の遵守に関すること 原子炉施設の構造、性 能に関すること 放射線管理に関すること | 原子炉等規制法および法令等の 遵守 原子炉のしくみ 原子炉等規制法等関係の構造に関すること 原子炉冷却系等主要系統の機能、性能に関すること | 法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止 規則の概要 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の 構造に関すること 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の 取扱いの方法 管理区域への出入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物 質の濃度の測定の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与え る影響 放射性廃棄物または使用済燃料またはこれらによって汚 染された物の種類および性状ならびに選別、貯蔵、廃棄 の作業の方法、順序 非常の場合に講ずべき処置に関すること | 1回/10年毎 以上 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| その他 施設教育 | 関係法令および保安規 定の遵守に関すること 運転管理 原子炉施設の運転に関 すること 運転訓練 施設管理 | 原子炉施設保安規定および法令等 の遵守※2 運転上の留意事項に関すること、通則に関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理、振動に関すること 運転点検に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常対応 (炉内監視) ※4 異常対応 (中央制御室内対応) ※4 異常対応 (特種施設対応) ※4 異常対応 (取扱、収容訓練) ※4 シミュレータ訓練 (運転訓練) シミュレータ訓練Ⅱ (起動停止・異常時・警報発生時の 対応、判断・措置命令訓練) | 制則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および 報告に関することおよび法令等の遵守※2 運転上の留意事項に関すること、通則に関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理、振動に関すること 運転点検に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常対応 (炉内監視) ※4 異常対応 (中央制御室内対応) ※4 異常対応 (特種施設対応) ※4 異常対応 (取扱、収容訓練) ※4 シミュレータ訓練 (運転訓練) シミュレータ訓練Ⅱ (起動停止・異常時・警報発生時の 対応、判断・措置命令訓練) | 1回/10年毎 以上 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 放射線 業務 教育 ※1 | 関係法令および保安規 定の遵守に関すること 放射線業務管理 放射性廃棄物管理 燃料管理 | 原子炉等規制法および法令等の 遵守 放射線業務管理 放射性廃棄物管理 燃料管理 | 放射線業務管理 放射性廃棄物管理 燃料管理 | 1回/年以上 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| その他 施設教育 | 関係法令および保安規 定の遵守に関すること 運転管理 原子炉施設の運転に関 すること 運転訓練 施設管理 | 原子炉施設保安規定および法令等 の遵守※2 運転上の留意事項に関すること、通則に関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理、振動に関すること 運転点検に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常対応 (炉内監視) ※4 異常対応 (中央制御室内対応) ※4 異常対応 (特種施設対応) ※4 異常対応 (取扱、収容訓練) ※4 シミュレータ訓練 (運転訓練) シミュレータ訓練Ⅱ (起動停止・異常時・警報発生時の 対応、判断・措置命令訓練) | 制則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および 報告に関することおよび法令等の遵守※2 運転上の留意事項に関すること、通則に関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理、振動に関すること 運転点検に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常対応 (炉内監視) ※4 異常対応 (中央制御室内対応) ※4 異常対応 (特種施設対応) ※4 異常対応 (取扱、収容訓練) ※4 シミュレータ訓練 (運転訓練) シミュレータ訓練Ⅱ (起動停止・異常時・警報発生時の 対応、判断・措置命令訓練) | 1回/10年毎 以上 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

※1 各課 (室) 長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技
術を有している者に対する教育については、修習する教育については省略することができる。
※2 法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することとする。
※3 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せらる。
※4 重大事故等および大規模炉内事故発生時における原子炉施設の保安のための運動に関すること、火災、内部溢水、
火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時の措置に関することを含む。その実施時期は、1回/年以上
とする。

◎ : 全員が教育の対象者 (関連する業務内容に応じて教育内容に選抜あり)
○ : 業務に関連する者が教育の対象 (関連する業務内容に応じた教育内容に選抜あり)
× : 教育の対象外
() : 合計の教育時間

| 表 136-1 | | 保安教育実施方針（総括表） | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|--|---------------------------|--|--|---|-------------------------|---------------------------|------------------|--------|----------------|-------|
| 保安教育の内容 | | | | 対象者と教育時間 ※3 | | | | | | | | | |
| 大分類 | 中分類 (実用訓練第2条 の内容) | 小分類 (項目) | 内 容 | 実施時期 | 当直班長 (1, 2号炉担 当) 当直主任 (3, 4号炉担 当) | 当直班長 (3, 4号炉担 当) 当直主任 (3, 4号炉担 当) | 主操運転員 (3, 4号炉担 当) その他運転員 (1, 2号炉担 当) | 補機運転員 (3, 4号炉担 当) | 放射線業務処理 設備の運用に関 わる者 | 燃料取扱の業務に 関わる者 | 特種施設係員 | 左記以外の技術系 係員 | 事務系係員 |
| 入所時に 実施する 教育 ※1 | 関係法令および保安規 定の遵守に関すること 原子炉施設の構造、性 能に関すること 放射線管理に関すること | 原子炉等規制法および法令等の 遵守 原子炉のしくみ 原子炉等規制法等関係の構造に関すること 原子炉冷却系等主要系統の機能、性能に関すること | 原子炉等規制法に関連する法令の概要および法令等の 遵守 原子炉のしくみ 原子炉等規制法等関係の構造に関すること 原子炉冷却系等主要系統の機能、性能に関すること | 入所時 (原子力 発電所新規配備 時) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 放射線 業務 教育 ※1 | 関係法令および保安規 定の遵守に関すること 原子炉施設の構造、性 能に関すること 放射線管理に関すること | 原子炉等規制法および法令等の 遵守 原子炉のしくみ 原子炉等規制法等関係の構造に関すること 原子炉冷却系等主要系統の機能、性能に関すること | 法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止 規則の概要 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の 構造に関すること 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の 取扱いの方法 管理区域への出入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物 質の濃度の測定の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与え る影響 放射性廃棄物または使用済燃料またはこれらによって汚 染された物の種類および性状ならびに選別、貯蔵、廃棄 の作業の方法、順序 非常の場合に講ずべき処置に関すること | 1回/10年毎 以上 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| その他 施設教育 | 関係法令および保安規 定の遵守に関すること 運転管理 原子炉施設の運転に関 すること 運転訓練 施設管理 | 原子炉施設保安規定および法令等 の遵守※2 運転上の留意事項に関すること、通則に関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理、振動に関すること 運転点検に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常対応 (炉内監視) ※4 異常対応 (中央制御室内対応) ※4 異常対応 (特種施設対応) ※4 異常対応 (取扱、収容訓練) ※4 シミュレータ訓練 (運転訓練) シミュレータ訓練Ⅱ (起動停止・異常時・警報発生時の 対応、判断・措置命令訓練) | 制則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および 報告に関することおよび法令等の遵守※2 運転上の留意事項に関すること、通則に関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理、振動に関すること 運転点検に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常対応 (炉内監視) ※4 異常対応 (中央制御室内対応) ※4 異常対応 (特種施設対応) ※4 異常対応 (取扱、収容訓練) ※4 シミュレータ訓練 (運転訓練) シミュレータ訓練Ⅱ (起動停止・異常時・警報発生時の 対応、判断・措置命令訓練) | 1回/10年毎 以上 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 放射線 業務 教育 ※1 | 関係法令および保安規 定の遵守に関すること 放射線業務管理 放射性廃棄物管理 燃料管理 | 原子炉等規制法および法令等の 遵守 放射線業務管理 放射性廃棄物管理 燃料管理 | 放射線業務管理 放射性廃棄物管理 燃料管理 | 1回/年以上 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| その他 施設教育 | 関係法令および保安規 定の遵守に関すること 運転管理 原子炉施設の運転に関 すること 運転訓練 施設管理 | 原子炉施設保安規定および法令等 の遵守※2 運転上の留意事項に関すること、通則に関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理、振動に関すること 運転点検に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常対応 (炉内監視) ※4 異常対応 (中央制御室内対応) ※4 異常対応 (特種施設対応) ※4 異常対応 (取扱、収容訓練) ※4 シミュレータ訓練 (運転訓練) シミュレータ訓練Ⅱ (起動停止・異常時・警報発生時の 対応、判断・措置命令訓練) | 制則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および 報告に関することおよび法令等の遵守※2 運転上の留意事項に関すること、通則に関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理、振動に関すること 運転点検に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常対応 (炉内監視) ※4 異常対応 (中央制御室内対応) ※4 異常対応 (特種施設対応) ※4 異常対応 (取扱、収容訓練) ※4 シミュレータ訓練 (運転訓練) シミュレータ訓練Ⅱ (起動停止・異常時・警報発生時の 対応、判断・措置命令訓練) | 1回/10年毎 以上 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

※1 各課 (室) 長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技
術を有している者に対する教育については、修習する教育については省略することができる。
※2 法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することとする。
※3 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せらる。
※4 重大事故等および大規模炉内事故発生時における原子炉施設の保安のための運動に関すること、火災、内部溢水、
火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時の措置に関することを含む。その実施時期は、1回/年以上
とする。

◎ : 全員が教育の対象者 (関連する業務内容に応じて教育内容に選抜あり)
○ : 業務に関連する者が教育の対象 (関連する業務内容に応じた教育内容に選抜あり)
× : 教育の対象外
() : 合計の教育時間

理由 組織改正に伴う変更 (廃止措置プラントの体制見直し)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|-------------|
| <p>第 3 章 保安管理体制</p> <p>第 1 節 組織および職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 1 4 5 条 発電所の保安に関する組織は、図 1 4 5 のとおりとする。</p> <p>図 1 4 5</p> <p>【本店】</p> | <p>第 3 章 保安管理体制</p> <p>第 1 節 組織および職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 1 4 5 条 発電所の保安に関する組織は、図 1 4 5 のとおりとする。</p> <p>図 1 4 5</p> <p>【本店】</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|-------------|
| <p>(保安に関する職務)</p> <p>第146条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第143条第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設的设计・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電施設的设计・保全および廃止措置ならびに原子力発電所の運転保守、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第144条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> | <p>(保安に関する職務)</p> <p>第146条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第143条第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設的设计・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電施設的设计・保全および廃止措置ならびに原子力発電所の運転保守、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第144条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|---|---|
| <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。 2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター一所長所管業務を除く。）、被ばく管理、化学管理および廃止措置工事^{**1}に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> | <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。 2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター一所長所管業務を除く。）、被ばく管理、化学管理および廃止措置工事^{**1}に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) <u>廃止措置管理課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、廃止措置管理に関する業務の補佐を行う。</u></p> <p>(14) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直長所管業務を除く。）を行う。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |
| <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において「当直課長」とは、特に定めのない限り1号炉および2号炉を担当する当直課長をいう。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理および廃止措置工事^{**1}の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{**1}（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{**1}（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事^{**1}（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> | <p>(15) 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{**1}（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{**1}（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事^{**1}（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> | <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り下がり）</p> <p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|--|
| <p>(19) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事※¹のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(20) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事※¹のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(21) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事※¹のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に關する業務を含む）。</p> <p>(24) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(21)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に關する業務を含む。</p> <p>(25) 各職位は、第144条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(26) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> | <p>(20) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事※¹のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(21) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事※¹のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) <u>廃止措置工事課長は、廃止措置工事※¹の総括および原子炉施設の廃止措置工事※¹（放射線管理課長、電気保修課長、機械保修課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長所管業務を除く。）に關する業務を行う。</u></p> <p>(23) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に關する業務（<u>総括に關する業務を除く。</u>）を含む）。</p> <p>(25) 第2項(6)、(6)および(10)から(22)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に關する業務を含む。</p> <p>(26) 各職位は、第144条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(27) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> | <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り下がりがり）</p> <p>組織改正に伴う変更（土木建築工事グループの廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り下がりがり）</p> <p>職務分担見直しに伴う変更（番号の繰り下がりがり）</p> |
| <p>※1：廃止措置工事とは、第160条に定める、原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事をいう。</p> | <p>※1：廃止措置工事とは、第160条に定める、原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事をいう。</p> | |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|-------------|
| <p>(原子力発電安全運営委員会) 第 1 4 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 廃止措置計画に関する事項 (d) 安全貯蔵措置に関する事項 (e) 巡視に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項 (2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 保安教育実施計画の策定（第 2 0 6 条）に関する事項 (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p> | <p>(原子力発電安全運営委員会) 第 1 4 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 廃止措置計画に関する事項 (d) 安全貯蔵措置に関する事項 (e) 巡視に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項 (2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 保安教育実施計画の策定（第 2 0 6 条）に関する事項 (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|------------------------------|
| <p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第146条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(21)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> | <p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第146条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(13)および(16)から(22)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> | <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り下がりがり）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|--|
| <p>第 4 章 廃止措置管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(構成および定義)</p> <p>第 1 5 1 条 第 3 節 (第 1 6 3 条から第 1 6 5 条を除く) における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：施設運用上の基準</p> <p>(2) 第 2 項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合※1に要求される措置</p> <p>2. 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえたと上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※ 1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直課長が判断した場合</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかつた場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直課長が判断した場合</p> <p>※ 2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> | <p>第 4 章 廃止措置管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(構成および定義)</p> <p>第 1 5 1 条 第 3 節 (第 1 6 3 条から第 1 6 5 条を除く) における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：施設運用上の基準</p> <p>(2) 第 2 項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合※1に要求される措置</p> <p>2. 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえたと上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※ 1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかつた場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>※ 2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> | <p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|--|
| <p>(運転員の確保)</p> <p>第152条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転の研修を受けた者という。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり4名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、4名以上のうち、1名は当直課長とする。</p> <p>3. 当直課長は、照射済燃料移動中においては、第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p> | <p>(運転員の確保)</p> <p>第152条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者という。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり4名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、4名以上のうち、1名は当直長とする。</p> <p>3. 当直長は、照射済燃料移動中においては、第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p> | <p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|----------------------------------|
| <p>(巡視)</p> <p>第153条 当直課長(3、4号炉担当含む)は、毎日1回以上、原子炉施設(アニュラス内および第179条第1項で定める区域を除く)を巡視する。実施においては、第192条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>2. 発電室長は、アニュラス内および第179条第1項で定める区域については、第179条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視を行う区域および方法を定める。当直課長(3、4号炉担当含む)は、そのために従い、巡視を実施する。</p> | <p>(巡視)</p> <p>第153条 当直課長および当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(アニュラス内および第179条第1項で定める区域を除く)を巡視する。実施においては、第192条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>2. 発電室長は、アニュラス内および第179条第1項で定める区域については、第179条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視を行う区域および方法を定める。当直課長および当直長は、そのために従い、巡視を実施する。</p> | <p>組織改正に伴う変更(廃止措置プラントの体制見直し)</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|---|---|
| <p>(廃止措置管理に関する社内標準の作成) 第 1 5 4 条 各課(室)長(当直課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 1 4 8 条第 2 項に基づき運営委員会 の確認を得る。 (1) 廃止措置計画に関する事項 (2) 安全貯蔵措置に関する事項 (3) 巡視に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的を実施するサーベイランスに関する事項</p> | <p>(廃止措置管理に関する社内標準の作成) 第 1 5 4 条 各課(室)長(当直長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 1 4 8 条第 2 項に基づき運営委員会の 確認を得る。 (1) 廃止措置計画に関する事項 (2) 安全貯蔵措置に関する事項 (3) 巡視に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的を実施するサーベイランスに関する事項</p> | <p>理由 組織改正に伴う変更(廃止措 置プランの体制見直し)</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|----------------------------------|
| <p>(引 継) 第 1 5 5 条 当直課長 (3、4号炉担当含む) は、その業務を次直の当直課長 (3、4号炉担当含む) に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。</p> | <p>(引 継) 第 1 5 5 条 当直課長および当直長は、その業務を次直の当直課長および当直長に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。</p> | <p>組織改正に伴う変更 (廃止措置プランの体制見直し)</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|--|
| <p>(地震・火災等発生時の措置) 第157条 各課(室)長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設^{※1}の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設^{※1}の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) <u>安全・防災室長</u>は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※2}。</p> <p>(2) <u>安全・防災室長</u>は、初期消火活動を行う要員として、10名以上(発電所合計数)を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) <u>安全・防災室長</u>は、初期消火活動を行うため、表157に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) <u>安全・防災室長</u>は、原子炉施設における持込物(可燃物)の管理方法を定める。</p> <p>(5) <u>当直課長(3、4号炉担当含む)</u>は、第153条(巡視)に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各課(室)長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設^{※1}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(7) <u>安全・防災室長</u>は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な発電所の訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p> | <p>(地震・火災等発生時の措置) 第157条 各課(室)長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設^{※1}の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設^{※1}の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) <u>保全計画課長</u>は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※2}。</p> <p>(2) <u>保全計画課長</u>は、初期消火活動を行う要員として、10名以上(発電所合計数)を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) <u>保全計画課長</u>は、初期消火活動を行うため、表157に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) <u>保全計画課長</u>は、原子炉施設における持込物(可燃物)の管理方法を定める。</p> <p>(5) <u>当直課長および当直長</u>は、第153条(巡視)に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各課(室)長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設^{※1}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(7) <u>保全計画課長</u>は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な発電所の訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> <p>職務分担見直しに伴う変更 (廃止措置プラントの体制見直し)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------|----------|------------------------|----|-----|----|-------|----|---------|------|------------------------------|--|------|---|----|----------|----------|------------------------|----|-----|----|-------|----|---------|------|------------------------------|--|------|--|
| <p>第3節 施設運用上の基準</p> <p>(使用済燃料ピットの水温)</p> <p>第162条 使用済燃料ピットは、表162-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2. 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水温を確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表162-3の措置を講じる。</p> <p>表162-1</p> <table border="1" data-bbox="566 129 638 705"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水温が表162-2で定める基準値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表162-2</p> <table border="1" data-bbox="702 129 774 705"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表162-3</p> <table border="1" data-bbox="837 129 973 705"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 施設運用上の基準 | 使用済燃料ピット | 水温が表162-2で定める基準値内にあること | 項目 | 基準値 | 水温 | 65℃以下 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合 | A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。 | 速やかに | <p>第3節 施設運用上の基準</p> <p>(使用済燃料ピットの水温)</p> <p>第162条 使用済燃料ピットは、表162-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2. 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水温を確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表162-3の措置を講じる。</p> <p>表162-1</p> <table border="1" data-bbox="566 705 638 1489"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水温が表162-2で定める基準値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表162-2</p> <table border="1" data-bbox="702 705 774 1489"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表162-3</p> <table border="1" data-bbox="837 705 973 1489"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 施設運用上の基準 | 使用済燃料ピット | 水温が表162-2で定める基準値内にあること | 項目 | 基準値 | 水温 | 65℃以下 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合 | A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。 | 速やかに | <p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> |
| 項目 | 施設運用上の基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用済燃料ピット | 水温が表162-2で定める基準値内にあること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 基準値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水温 | 65℃以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合 | A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。 | 速やかに | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 施設運用上の基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用済燃料ピット | 水温が表162-2で定める基準値内にあること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 基準値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水温 | 65℃以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合 | A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。 | 速やかに | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------------------------------|-----|---------------|---------|--------|----|--------------------|--|-----|--|-----|---------------|---------|--------|----|--------------------|--|
| <p>(施設運用上の基準の確認)</p> <p>第163条 当直課長は、施設運用上の基準を満足していることを第3節第162条の第2項(以下、本編各条において「この規定第2項」という。)で定める事項により確認する。</p> <p>2. この規定第2項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表163に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 当直課長は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができる。第3節第162条の第3項で定める要求される措置を開始する必要がある。</p> <p>4. 当直課長は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第164条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。</p> | <p>(施設運用上の基準の確認)</p> <p>第163条 当直長は、施設運用上の基準を満足していることを第3節第162条の第2項(以下、本編各条において「この規定第2項」という。)で定める事項により確認する。</p> <p>2. この規定第2項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表163に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 当直長は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができる。第3節第162条の第3項で定める要求される措置を開始する必要がある。</p> <p>4. 当直長は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第164条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。</p> | <p>細織改正に伴う変更(廃止措置プラントの体制見直し)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>表163</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻 度</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>この規定第2項で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>1週間=7日 日単位の間隔で確認する</td> </tr> </tbody> </table> | 頻 度 | | 備 考 | この規定第2項で定める頻度 | 延長できる時間 | 1週間に1回 | 2日 | 1週間=7日 日単位の間隔で確認する | <p>表163</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻 度</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>この規定第2項で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>1週間=7日 日単位の間隔で確認する</td> </tr> </tbody> </table> | 頻 度 | | 備 考 | この規定第2項で定める頻度 | 延長できる時間 | 1週間に1回 | 2日 | 1週間=7日 日単位の間隔で確認する | |
| 頻 度 | | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| この規定第2項で定める頻度 | 延長できる時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1週間に1回 | 2日 | 1週間=7日 日単位の間隔で確認する | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 頻 度 | | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| この規定第2項で定める頻度 | 延長できる時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1週間に1回 | 2日 | 1週間=7日 日単位の間隔で確認する | | | | | | | | | | | | | | | | |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|--|
| <p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第 1 6 4 条 施設運用上の基準を満足しない場合は、当直課長が第 3 節第 1 6 2 条の第 1 項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直課長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 当直課長は、この規定第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。</p> <p>4. 当直課長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、この規定第 2 項で定める事項を実施する必要はない。ただし、この規定第 2 項で定める頻度で実施しなかつた事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5. 施設運用上の基準を満足していることと判断するにあたり、この規定第 2 項で定める事項を実施した場合は、これを当該条文の第 2 項で定める事項に代えることができる。</p> <p>6. 当直課長は、施設運用上の基準を満足しない場合となつた後において、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p> | <p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第 1 6 4 条 施設運用上の基準を満足しない場合は、当直長が第 3 節第 1 6 2 条の第 1 項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 当直長は、この規定第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。</p> <p>4. 当直長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、この規定第 2 項で定める事項を実施する必要はない。ただし、この規定第 2 項で定める頻度で実施しなかつた事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5. 施設運用上の基準を満足していることと判断するにあたり、この規定第 2 項で定める事項を実施した場合は、これを当該条文の第 2 項で定める事項に代えることができる。</p> <p>6. 当直長は、施設運用上の基準を満足しない場合となつた後において、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p> | <p>理由</p> <p>細織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|--|---|
| <p>(施設運用上の基準に関する記録) 第165条 当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各項を記録する。 (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準および満足していないと判断した時刻 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む） (3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> | <p>(施設運用上の基準に関する記録) 第165条 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各項を記録する。 (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準および満足していないと判断した時刻 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む） (3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> | <p>理由 組織改正に伴う変更（廃止措置プランの体制見直し）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|---|--|
| <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第170条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) イオン交換器廃液および除染に伴い発生する廃樹脂(以下、「イオン交換器廃樹脂等」という。)は、発電室長が廃樹脂貯蔵タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂等のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂等を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。なお、固型化処理する場合は、(1)に基づき処理する。</p> <p>(3) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、電気保修課長および機械保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備^{※2}で焼却する。</p> <p>ロ. 焼却灰を固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化する。</p> <p>ハ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表208-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、電気保修課長および機械保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認するために、1日に1回、廃樹脂タンクの水位および廃樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するため</p> | <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第170条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) イオン交換器廃液および除染に伴い発生する廃樹脂(以下、「イオン交換器廃樹脂等」という。)は、発電室長が廃樹脂貯蔵タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂等のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂等を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。なお、固型化処理する場合は、(1)に基づき処理する。</p> <p>(3) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、電気保修課長および機械保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備^{※2}で焼却する。</p> <p>ロ. 焼却灰を固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化する。</p> <p>ハ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表208-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直長、電気保修課長および機械保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認するために、1日に1回、廃樹脂タンクの水位および廃樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直長は、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するため</p> | <p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更(廃止措置プラントの体制見直し)</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|-------------|
| <p>に、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。 また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、電気保修課長および機械保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(以下略)</p> | <p>1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。 また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、電気保修課長および機械保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(以下略)</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|---|
| <p>(発電所外への運搬) 第189条 各課(室)長(品質保証室長および当直課長を除く。)は、核燃料物質等(第166条、第169条および第170条の2に定める物を除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2. 各課(室)長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3. 各課(室)長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</p> <p>(4) A型輸送物もしくはB/M型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> | <p>(発電所外への運搬) 第189条 各課(室)長(品質保証室長および当直課長を除く。)は、核燃料物質等(第166条、第169条および第170条の2に定める物を除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2. 各課(室)長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3. 各課(室)長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</p> <p>(4) A型輸送物もしくはB/M型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> | <p>理由 細則改正に伴う変更(廃止措置プラントの体制見直し)</p> |

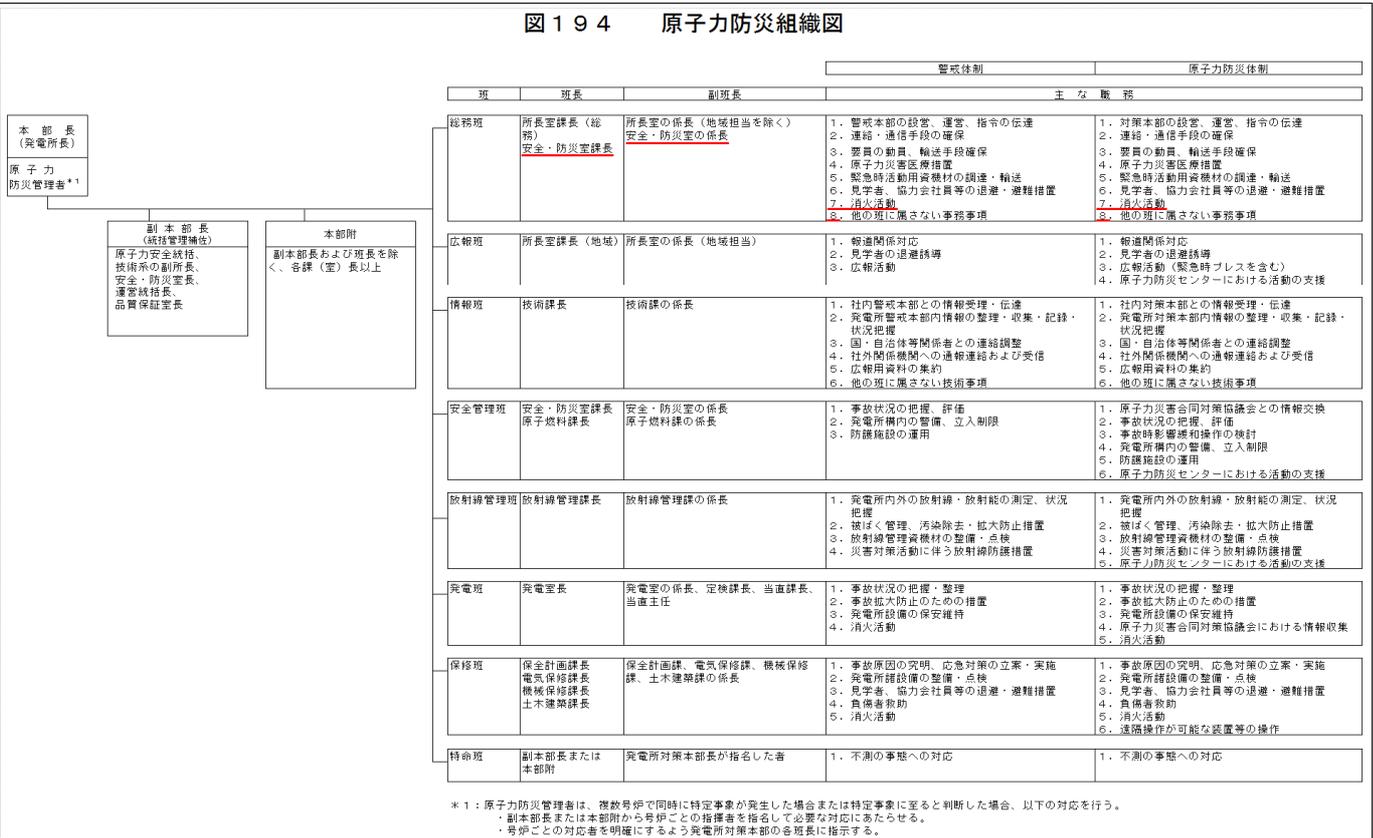
大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|-----------------------------------|
| <p>第 5 節 請負会社の放射線防護</p> <p>（請負会社の放射線防護）</p> <p>第 1 9 0 条 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>イ. 出入方法に関すること。</p> <p>ロ. 個人線量計の着用に関すること。</p> <p>ハ. 保護衣の着用に関すること。</p> <p>ニ. 汚染拡大防止措置に関すること。</p> <p>ホ. 管理区域内での飲食および喫煙に関すること。</p> <p>(2) 線量評価の項目および頻度に関すること。</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること。</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第 1 項で定めた必要な事項を遵守させる措置を講じる。</p> | <p>第 5 節 請負会社の放射線防護</p> <p>（請負会社の放射線防護）</p> <p>第 1 9 0 条 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>イ. 出入方法に関すること。</p> <p>ロ. 個人線量計の着用に関すること。</p> <p>ハ. 保護衣の着用に関すること。</p> <p>ニ. 汚染拡大防止措置に関すること。</p> <p>ホ. 管理区域内での飲食および喫煙に関すること。</p> <p>(2) 線量評価の項目 および頻度に関すること。</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること。</p> <p>2. 各課（室）長（当直長を除く。）は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第 1 項で定めた必要な事項を遵守させる措置を講じる。</p> | <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プログラムの体制見直し）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

図 1 9 4 原子力防災組織図

変更前



変更後



理由
職務分担見直しに伴う変更
組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 保安教育実施方針（総括表） | | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------|-----------------------------------|--|--|--|------------------|------------------|--|---------------------|------------------|----------------|
| | 保安教育の内容 | | | 実施時期 | 対象者と教育時間 ※3 | | | | | | |
| | 大分類 | 中分類 (実用規程第92条の内容) | 小分類(項目) | | 内 容 | 運転員(1) | 2号炉管理および3、4号炉担当 | その他係員 (3、4号炉の当直主任、当直係長、原子炉制御員、主操運転員および補佐運転員を含む) | 燃料の運搬または貯蔵の業務に関与する者 | 左記以外の技術系所属員 | 事務系所属員 |
| 変更前 | 入所時に実施する教育 ※1 | 関係法令および保安規定の遵守に関すること | 原子炉等規制法および法令等の遵守 ※2 | 原子炉等規制法に関連する法令の概要および法令等の遵守 ※2 | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | |
| | | 原子炉施設の構造、性能に関すること | 設備概要、主要系統の機能 | 原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系等主要系統の機能、性能に関すること | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | |
| | | 原子炉施設の廃止措置に関すること | 非常の場合に譲るべき措置に関すること | 非常時の場合に譲るべき措置の概要 法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の概要 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | |
| | 放射線業務従事者教育 ※1 | 関係法令および保安規定の遵守に関すること | 原子炉施設保安規定および法令等の遵守 ※2 | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関すること 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの方法 管理区域への出入りおよび退避の手順 外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の取扱いの方法 電離放射線が生体の組織、組織、器官および全身に与える影響 | 管理区域内において放射性物質、使用済燃料または汚染された物を取り扱う業務に従事する者 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) |
| | | 放射性物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること | 放射性廃棄物管理 | 放射性物質または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の方法、順序 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | |
| | | 非常の場合に譲るべき措置に関すること | 非常の場合に譲るべき措置に関すること | 異常事態発生時における応急措置の方法 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | |
| | その他 反復教育 | 関係法令および保安規定の遵守に関すること | 原子炉施設保安規定および法令等の遵守 ※2 | 規則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関すること 通報、施設運用上の基準に関すること 監視に関すること 定期的に実施するレビューラウンドに関すること 異常時対応（現場機器対応） 異常時対応（本部機器対応） 異常時対応（指揮、状況判断） 施設管理計画に関すること | 対象者と実施時期、教育時間については、表206-3参照 | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) |
| | | 原子炉施設の廃止措置の適用に関すること | 廃止措置管理 | 原子炉施設の廃止措置の適用に関すること | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | |
| | | 放射性物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること | 放射線管理 | 放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に関すること 線量当量率、線量管理に関すること 外部放射線による線量当量率等の測定に関すること 管理区域への移動等放射線管理に関すること 職員兼任者の放射線防護に関すること | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | |
| | その他 反復教育 | 放射性物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること | 放射性廃棄物管理 | 放射性物質、液体、気体廃棄物の管理に関すること 燃料管理 燃料の運搬および貯蔵に関すること | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | |
| 非常の場合に譲るべき措置に関すること | | 非常の場合に譲るべき措置に関すること | 緊急事態発生時対策、原子炉防坑対策等に関すること (アクションマネジメント対応を含む) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | | |
| 非常の場合に譲るべき措置に関すること | | 非常の場合に譲るべき措置に関すること | 異常事態発生時における応急措置の方法 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | | |

※1：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していることを認めらるる場合は、該当する教育について省略することができる。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することをいう。
 ※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4：アクションマネジメント対応については、支援組織職員を対象とする。
 ◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

| 変更後 | 保安教育実施方針（総括表） | | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------|-----------------------------------|--|--|--|------------------|------------------|--|---------------------|------------------|----------------|
| | 保安教育の内容 | | | 実施時期 | 対象者と教育時間 ※3 | | | | | | |
| | 大分類 | 中分類 (実用規程第92条の内容) | 小分類(項目) | | 内 容 | 運転員(1) | 2号炉管理および3、4号炉担当 | その他係員 (3、4号炉の当直主任、当直係長、原子炉制御員、主操運転員および補佐運転員を含む) | 燃料の運搬または貯蔵の業務に関与する者 | 左記以外の技術系所属員 | 事務系所属員 |
| 変更後 | 入所時に実施する教育 ※1 | 関係法令および保安規定の遵守に関すること | 原子炉等規制法および法令等の遵守 ※2 | 原子炉等規制法に関連する法令の概要および法令等の遵守 ※2 | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | |
| | | 原子炉施設の構造、性能に関すること | 設備概要、主要系統の機能 | 原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系等主要系統の機能、性能に関すること | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | |
| | | 原子炉施設の廃止措置に関すること | 非常の場合に譲るべき措置に関すること | 非常時の場合に譲るべき措置の概要 法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の概要 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | |
| | 放射線業務従事者教育 ※1 | 関係法令および保安規定の遵守に関すること | 原子炉施設保安規定および法令等の遵守 ※2 | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関すること 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの方法 管理区域への出入りおよび退避の手順 外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の取扱いの方法 電離放射線が生体の組織、組織、器官および全身に与える影響 | 管理区域内において放射性物質、使用済燃料または汚染された物を取り扱う業務に従事する者 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) |
| | | 放射性物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること | 放射性廃棄物管理 | 放射性物質または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の方法、順序 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | |
| | | 非常の場合に譲るべき措置に関すること | 非常の場合に譲るべき措置に関すること | 異常事態発生時における応急措置の方法 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | |
| | その他 反復教育 | 関係法令および保安規定の遵守に関すること | 原子炉施設保安規定および法令等の遵守 ※2 | 規則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関すること 通報、施設運用上の基準に関すること 監視に関すること 定期的に実施するレビューラウンドに関すること 異常時対応（現場機器対応） 異常時対応（本部機器対応） 異常時対応（指揮、状況判断） 施設管理計画に関すること | 対象者と実施時期、教育時間については、表206-3参照 | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) |
| | | 原子炉施設の廃止措置の適用に関すること | 廃止措置管理 | 原子炉施設の廃止措置の適用に関すること | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | |
| | | 放射性物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること | 放射線管理 | 放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に関すること 線量当量率、線量管理に関すること 外部放射線による線量当量率等の測定に関すること 管理区域への移動等放射線管理に関すること 職員兼任者の放射線防護に関すること | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | |
| | その他 反復教育 | 放射性物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること | 放射性廃棄物管理 | 放射性物質、液体、気体廃棄物の管理に関すること 燃料管理 燃料の運搬および貯蔵に関すること | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | |
| 非常の場合に譲るべき措置に関すること | | 非常の場合に譲るべき措置に関すること | 緊急事態発生時対策、原子炉防坑対策等に関すること (アクションマネジメント対応を含む) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | | |
| 非常の場合に譲るべき措置に関すること | | 非常の場合に譲るべき措置に関すること | 異常事態発生時における応急措置の方法 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | ◎注4 (0.5時間以上) | | |

※1：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していることを認めらるる場合は、該当する教育について省略することができる。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することをいう。
 ※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4：アクションマネジメント対応については、支援組織職員を対象とする。
 ◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

表 206-2

保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

| 研修表中分類との対応 | 内 容 | 対象者と教育時間 ※2 | | | | | | 電離放射線障害防止規制の分類 |
|--|--|--------------------------------------|--|-------------------|--------------------|-------------|-------------|--------------------------------------|
| | | 運転員 (1) 当直課長 (3) 4号炉班長 (4) 4号炉班員 (5) | その他係長 (2) 主任、当直班長、班長、班員、班員補員、主幹運転員および補導員 (6) | 放射線業務取扱設備の業務に関わる者 | 燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者 | 左記以外の技術系所属 | 事務系所属 | |
| 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | 核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域に関すること | | | | | | | |
| 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の方法および留意 | | | | | | | |
| 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の受入の作業の方法および留意 | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | 原子炉施設における作業の方法に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の確認および汚染の除去の方法 | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき措置に関すること ※1 | ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法 | | | | | | | |
| 1. 原子炉施設の構造、性能に関すること 放射線管理に関すること ※1 | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法 | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | 原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | 電離放射線の生体に対する影響 |
| 関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1 | 法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の概要 | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | 関係法令 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域への出入りおよび退去の手順 | | | | | | | |
| 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の安全の作業 | | | | | | | |
| 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の受入の作業 | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の確認および汚染の除去の方法 | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき措置に関すること ※1 | ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置 | | | | | | | |

※1：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していることを認められた者については、該当する教育については省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
 ○：業務に関連する者が教育の対象
 ()：合計の教育時間

変更前

表 206-2

保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

| 研修表中分類との対応 | 内 容 | 対象者と教育時間 ※2 | | | | | | 電離放射線障害防止規制の分類 |
|--|--|--------------------------------------|--|-------------------|--------------------|-------------|-------------|--------------------------------------|
| | | 運転員 (1) 当直課長 (3) 4号炉班長 (4) 4号炉班員 (5) | その他係長 (2) 主任、当直班長、班長、班員、班員補員、主幹運転員および補導員 (6) | 放射線業務取扱設備の業務に関わる者 | 燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者 | 左記以外の技術系所属 | 事務系所属 | |
| 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | 核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域に関すること | | | | | | | |
| 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の方法および留意 | | | | | | | |
| 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の受入の作業の方法および留意 | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | 原子炉施設における作業の方法に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の確認および汚染の除去の方法 | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき措置に関すること ※1 | ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法 | | | | | | | |
| 1. 原子炉施設の構造、性能に関すること 放射線管理に関すること ※1 | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法 | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | 原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | 電離放射線の生体に対する影響 |
| 関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1 | 法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の概要 | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | 関係法令 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域への出入りおよび退去の手順 | | | | | | | |
| 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の安全の作業 | | | | | | | |
| 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の受入の作業 | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の確認および汚染の除去の方法 | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき措置に関すること ※1 | ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置 | | | | | | | |

※1：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していることを認められた者については、該当する教育については省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
 ○：業務に関連する者が教育の対象
 ()：合計の教育時間

変更後

理由 組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|--|
| <p>（請負会社従業員への保安教育）</p> <p>第207条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表207の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表207の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、原子炉施設の運転に関する業務の補助、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料の運搬[※]に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表206-1、表206-2および表206-3の実施方針のうち「その他運転員」、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>4. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、第3項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※1：燃料の運搬または貯蔵とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬または貯蔵をいう</p> | <p>（請負会社従業員への保安教育）</p> <p>第207条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表207の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表207の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 各課（室）長（当直長を除く。）は、原子炉施設の運転に関する業務の補助、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料の運搬[※]に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表206-1、表206-2および表206-3の実施方針のうち「その他運転員」、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>4. 各課（室）長（当直長を除く。）は、第3項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※1：燃料の運搬または貯蔵とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬または貯蔵をいう</p> | <p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|-----|--|--|
| | <p>附 則（ 年 月 日 平成26原安防通達第4号一 ） （施行期日）</p> <p>第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p> <p>2. 本通達施行の際、土木建築工事グループの廃止に伴い変更する規定については、<u>原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> | <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|-------------|
| <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、 第18条の3および第18条の3の2関連)</p> | <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、 第18条の3および第18条の3の2関連)</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|---------------------|
| <p>1. 火 災</p> <p><u>安全・防災室長</u>は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置</p> <p><u>安全・防災室長</u>は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2 要員の配置</p> <p>(1) <u>安全・防災室長</u>は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) <u>安全・防災室長</u>は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) <u>安全・防災室長</u>は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員</p> <p>各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 消火要員</p> <p>通報連絡者、運転員、特重施設要員および専属消防隊による消火要員として、10名以上（発電所合計数）を発電所に駐在させる。</p> <p>c. 自衛消防隊</p> <p>(a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、7つの班で構成され、各班には、責任者である班長（管理職）を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(c) 統括管理者は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p><u>安全・防災室長</u>、<u>放射線管理課長</u>および<u>発電室長</u>は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. <u>安全・防災室長</u>、<u>放射線管理課長</u>および<u>発電室長</u>は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> | <p>1. 火 災</p> <p><u>保安計画課長</u>は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置</p> <p><u>保安計画課長</u>は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2 要員の配置</p> <p>(1) <u>保安計画課長</u>は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) <u>安全・防災室長</u>は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) <u>保安計画課長</u>は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員</p> <p>各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 消火要員</p> <p>通報連絡者、運転員、特重施設要員および専属消防隊による消火要員として、10名以上（発電所合計数）を発電所に駐在させる。</p> <p>c. 自衛消防隊</p> <p>(a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、7つの班で構成され、各班には、責任者である班長（管理職）を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(c) 統括管理者は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p><u>放射線管理課長</u>、<u>発電室長</u>および<u>保安計画課長</u>は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. <u>放射線管理課長</u>、<u>発電室長</u>および<u>保安計画課長</u>は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|---------------------|
| <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る教育訓練</p> <p>エ. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについての教育訓練</p> <p>オ. モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することについての教育訓練</p> <p>(c) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>安全・防災室長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員および特重施設要員に対する訓練</p> <p>発電室長および安全・防災室長は、運転員および特重施設要員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>安全・防災室長は、消火員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確実とする教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 安全・防災室長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> | <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る教育訓練</p> <p>エ. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについての教育訓練</p> <p>オ. モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することについての教育訓練</p> <p>(c) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>保安計画課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員および特重施設要員に対する訓練</p> <p>発電室長および保安計画課長は、運転員および特重施設要員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>保安計画課長は、消火員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確実とする教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 保安計画課長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> | <p>理由</p> |
| | <p>(c) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>保安計画課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員および特重施設要員に対する訓練</p> <p>発電室長および保安計画課長は、運転員および特重施設要員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>保安計画課長は、消火員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確実とする教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 保安計画課長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|---------------------|
| <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 安全・防災室長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任者の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づいた火災防護対策</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策</p> <p>d. 安全施設および特重施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動</p> <p>各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直課長（1、2号炉担当含む）は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室または□ならびに必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長（1、2号炉担当含む）は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からは火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 当直課長（1、2号炉担当含む）は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 当直課長（1、2号炉担当含む）は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>e. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> | <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 保全計画課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任者の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づいた火災防護対策</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策</p> <p>d. 安全施設および特重施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動</p> <p>各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直課長および当直長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室または□ならびに必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長および当直長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 当直課長および当直長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 当直課長および当直長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>e. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|--|--|
| <p>(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応（中央制御室の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(a) 当直課長は、中央制御盤内の高感度煙感知器が作動し、火災の発生場所が特定できる場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生場所が特定できない場合は、エアロゾル消火設備による消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、煙の充填により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排出するため、換気空調設備の換気モードの切替えを行う。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区画または火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>当直課長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充填により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動 消火要員は、火災発生時の煙の充填によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 当直課長(1、2号炉担当含む)は、外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結を防止するために屋外消火栓を微開し、通水する運用とする。</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応 当直課長(1、2号炉担当含む)および機械保課長は、消火用水供給系において、火災発生時に所内用水系と共用しない運用を行うことによって、消火用水を確保する。具体的には、水源である淡水タンクおよび消火バックアップタンクには、最大放水量(260m³)に対して十分な容量(2,000m³以上)を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する。</p> <p>k. 防火帯の維持・管理 安全・防災室長は、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p>l. 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平面型フィルタ、外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>m. 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> | <p>(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応（中央制御室の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(a) 当直課長は、中央制御盤内の高感度煙感知器が作動し、火災の発生場所が特定できる場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生場所が特定できない場合は、エアロゾル消火設備による消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、煙の充填により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排出するため、換気空調設備の換気モードの切替えを行う。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区画または火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>当直課長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充填により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動 消火要員は、火災発生時の煙の充填によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 当直課長および当直長は、外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結を防止するために屋外消火栓を微開し、通水する運用とする。</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応 当直課長および当直長および機械保課長は、消火用水供給系において、火災発生時に所内用水系と共用しない運用を行うことによって、消火用水を確保する。具体的には、水源である淡水タンクおよび消火バックアップタンクには、最大放水量(260m³)に対して十分な容量(2,000m³以上)を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する。</p> <p>k. 防火帯の維持・管理 保安計画課長は、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p>l. 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平面型フィルタ、外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>m. 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> | <p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（廃止措置プラントの体制見直し）</p> <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|--|---------------------|
| <p>n. 外部火災によるモニタリングポストが影響を受けた場合 放射線管理課長は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する。</p> <p>o. 油計量タンクの運用 機械保修課長は、油計量タンクの油量制限を実施する。</p> <p>p. タンクローリー火災に対する消火活動 消火要員は、燃料補充用のタンクローリー火災が発生した場合は、消火活動を実施する。</p> <p>q. 火災予防活動（巡視点検） 各課（室）長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>r. 火災予防活動（可燃物管理） (a) <u>安全・防災室長</u>は、原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）を実施する。 (b) <u>安全・防災室長</u>は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</p> <p>s. 火災予防活動（火気作業等の管理） 各課（室）長は、火災区域または火災区画において、溶接等の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>t. 延焼防止 <u>安全・防災室長</u>は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>u. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>v. 地震発生時における火災発生の有無の確認 各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>w. 施設管理、点検 各課（室）長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>x. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> | <p>n. 外部火災によるモニタリングポストが影響を受けた場合 放射線管理課長は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する。</p> <p>o. 油計量タンクの運用 機械保修課長は、油計量タンクの油量制限を実施する。</p> <p>p. タンクローリー火災に対する消火活動 消火要員は、燃料補充用のタンクローリー火災が発生した場合は、消火活動を実施する。</p> <p>q. 火災予防活動（巡視点検） 各課（室）長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>r. 火災予防活動（可燃物管理） (a) <u>保全計画課長</u>は、原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）を実施する。 (b) <u>保全計画課長</u>は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</p> <p>s. 火災予防活動（火気作業等の管理） 各課（室）長は、火災区域または火災区画において、溶接等の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>t. 延焼防止 <u>保全計画課長</u>は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>u. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>v. 地震発生時における火災発生の有無の確認 各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>w. 施設管理、点検 各課（室）長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>x. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|---------------------|
| <p>(a) 内部火災影響評価 安全・防災室長は、設備改造等を行う場合、都度、内部火災影響評価への影響確認を行い、評価結果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(b) 外部火災影響評価 安全・防災室長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、<u>安全・防災室長</u>に報告する。 (2) <u>安全・防災室長</u>は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> | <p>(a) 内部火災影響評価 保全計画課長は、設備改造等を行う場合、都度、内部火災影響評価への影響確認を行い、評価結果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(b) 外部火災影響評価 保全計画課長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、<u>保全計画課長</u>に報告する。 (2) <u>保全計画課長</u>は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|--|---------------------|
| <p>2 内部溢水</p> <p><u>安全・防災室長</u>は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) <u>安全・防災室長</u>は、全所員に対して、溢水全般（評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(2) <u>安全・防災室長</u>は、全所員に対して、火災が発生した場合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングラークからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火放水時における注意喚起</p> <p><u>安全・防災室長</u>は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火放水時の注意事項を現場に表示する。</p> <p>c. 運転時間実績管理</p> <p><u>安全・防災室長</u>は、<u>運転実績</u>（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい。ただし、特重施設については、高エネルギー配管として運転している割合がプラント運転期間の</p> | <p>2 内部溢水</p> <p><u>保安計画課長</u>は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) <u>保安計画課長</u>は、全所員に対して、溢水全般（評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(2) <u>保安計画課長</u>は、全所員に対して、火災が発生した場合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングラークからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火放水時における注意喚起</p> <p><u>保安計画課長</u>は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火放水時の注意事項を現場に表示する。</p> <p>c. 運転時間実績管理</p> <p><u>保安計画課長</u>は、<u>運転実績</u>（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい。ただし、特重施設については、高エネルギー配管として運転している割合がプラント運転期間の</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|--|-----------|
| <p>1%より小さい。)により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>d. 水密扉の閉止状態の管理 当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課(室)長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>e. タンクの水位管理 <u>安全・防災室長</u>は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要なタンクの水位制限を行う。</p> <p>f. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課(室)長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 施設管理、点検 (a) 各課(室)長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (b) 各課(室)長は、防護すべき設備が浸水または被水した場合は、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (c) 各課(室)長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (d) 電気保修課長および機械保修課長は、海水ポンプエリア内およびエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水ポンプエリア浸水防止蓋について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) 機械保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(f) 土木建築課長は、立坑・排水トンネルの排水機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理・点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(g) 各課(室)長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順</p> | <p>1%より小さい。)により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>d. 水密扉の閉止状態の管理 当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課(室)長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>e. タンクの水位管理 <u>保安計画課長</u>は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要なタンクの水位制限を行う。</p> <p>f. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課(室)長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 施設管理、点検 (a) 各課(室)長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (b) 各課(室)長は、防護すべき設備が浸水または被水した場合は、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (c) 各課(室)長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (d) 電気保修課長および機械保修課長は、海水ポンプエリア内およびエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水ポンプエリア浸水防止蓋について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) 機械保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(f) 土木建築課長は、立坑・排水トンネルの排水機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理・点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(g) 各課(室)長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順</p> | <p>理由</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|---------------------|
| <p>(a) <u>安全・防災室長</u>は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) <u>安全・防災室長</u>は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>安全・防災室長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>安全・防災室長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> | <p>(a) 保全計画課長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 保全計画課長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>保全計画課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>保全計画課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|---|---------------------|
| <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時</p> <p>安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等によりおおい町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。</p> <p>なお、休日、時間外（夜間）においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等および地滑り発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象、積雪および地滑りより防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>3. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 各課（室）長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ（300メッシュ）その他の必要な資機材を配備する。</p> <p style="text-align: right;">（中略）</p> | <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時</p> <p>保安計画課長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等によりおおい町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。</p> <p>なお、休日、時間外（夜間）においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 保安計画課長は、全所員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等および地滑り発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象、積雪および地滑りより防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(4) 保安計画課長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>3. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 各課（室）長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ（300メッシュ）その他の必要な資機材を配備する。</p> <p style="text-align: right;">（中略）</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|---------------------|
| <p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>安全・防災室長</u>に報告する。 (2) <u>安全・防災室長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 a. おおい町に降灰予報「多量」が発表された場合 b. おおい町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第78条に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施すること社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> | <p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>保全計画課長</u>に報告する。 (2) <u>保全計画課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 a. おおい町に降灰予報「多量」が発表された場合 b. おおい町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第78条に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施すること社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|---|
| <p>4 地震</p> <p>安全・防災室長は、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的</p> | <p>4 地震</p> <p>保安計画課長は、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 保安計画課長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |
| <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的</p> <p>4. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）および常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。）、特重施設（以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設^{*1}の波及的影響（4つの観点^{*2}および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。）、可搬型重大事故等対処</p> | <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的</p> <p>4. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）および常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。）、特重施設（以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設^{*1}の波及的影響（4つの観点^{*2}および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。）、可搬型重大事故等対処</p> | <p>施設（常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。）、可搬型重大事故等対処</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|---------------------|
| <p>設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故対処施設のいずれにも属さない常設の重大事故対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>ア. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>オ. 設備の保管に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、可搬型重大事故対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、可搬型重大事故対処設備のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>カ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、以下の対応を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(a) 各課（室）長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(b) 当直課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>安全・防災室長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>安全・防災室長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> | <p>設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故対処施設のいずれにも属さない常設の重大事故対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>ア. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>オ. 設備の保管に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、可搬型重大事故対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、可搬型重大事故対処設備のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>カ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、以下の対応を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(a) 各課（室）長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(b) 当直課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>保全計画課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>保全計画課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|-------------|
| <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性がある あると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、 必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括 （土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括 （土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐 震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、4つの観点以外の新たな波及 的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認 (a) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要な ものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に 支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必 要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。 (b) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子炉施設のうち安全上特 に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能 に支障のないことを確認する。</p> | <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性が あると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、 必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括 （土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括 （土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐 震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、4つの観点以外の新たな波及 的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認 (a) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要な ものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に 支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必 要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。 (b) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子炉施設のうち安全上特 に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能 に支障のないことを確認する。</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|---------------------|
| <p>5 津 波</p> <p><u>安全・防災室長</u>は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) <u>安全・防災室長</u>は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として循環水ポンプを停止する。また、原子炉を停止させ原子炉の冷却操作を実施するとともに、1系統の原子炉補機冷却水冷却器への海水通水を停止し、原子炉補機冷却水冷却器出口弁の電源を開放する。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>ア 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> | <p>5 津 波</p> <p><u>保安計画課長</u>は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) <u>保安計画課長</u>は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として循環水ポンプを停止する。また、原子炉を停止させ原子炉の冷却操作を実施するとともに、1系統の原子炉補機冷却水冷却器への海水通水を停止し、原子炉補機冷却水冷却器出口弁の電源を開放する。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>ア 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|---|---------------------|
| <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視ならびに漂流物影響を考慮した運用を実施する。</p> <p>b. 発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合の対応</p> <p>(a) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視ならびに漂流物影響を考慮した運用を実施する。</p> <p>c. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課（室）長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>d. 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>e. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 各課（室）長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> | <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視ならびに漂流物影響を考慮した運用を実施する。</p> <p>b. 発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合の対応</p> <p>(a) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視ならびに漂流物影響を考慮した運用を実施する。</p> <p>c. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課（室）長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>d. 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>e. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 各課（室）長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 保全計画課長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、保全計画課長に報告する。</p> <p>(2) 保全計画課長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|-------------|
| <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> | <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|---------------------|
| <p>6 竜巻</p> <p>安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、竜巻対策設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 飛来物管理の手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材^{※1}よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が設計基準事象対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p> <p>(c) 安全・防災室長は、車両に関する入構管理を行う。</p> | <p>6 竜巻</p> <p>保安計画課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 保安計画課長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。また、保安計画課長は、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、竜巻対策設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 飛来物管理の手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材^{※1}よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が設計基準事象対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p> <p>(c) 保安計画課長は、車両に関する入構管理を行う。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------|-----|--------|-------------------------|---------|-----|---|--------|-----|--------|-------------------------|---------|-----|---------------------|
| <p>※ 1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="268 1429 434 2004"> <tr> <td>飛来物の種類</td> <td>鋼製材</td> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table> <p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) <u>安全・防災室長</u>は、車両に関して停車している場所に応じて回避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、ディーゼル発電機室の水密扉の閉止状態を確認するとともに、換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、燃料取扱作業を中止する。</p> <p>(d) <u>安全・防災室長</u>は、タンクローリー4台を鯨谷トンネルに退避する。</p> <p>c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等</p> <p>各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の取付および取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。</p> <p>d. 代替設備または予備品確保</p> <p>各課（室）長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備または予備品を確保する。</p> <p>e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課（室）長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p> <p>(a) 当直課長は、排気筒に損傷を発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。</p> <p>(b) 機械保修課長は、排気筒に損傷を発見した場合、応急補修を行う。</p> <p>(c) 土木建築課長は、アニュラス区画構造物に損傷を発見した場合、応急補修を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、排気筒またはアニュラス区画構造物の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。</p> <p>(e) 各課（室）長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。</p> <p>g. 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> | 飛来物の種類 | 鋼製材 | 寸法 (m) | 長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2 | 質量 (kg) | 135 | <p>※ 1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="268 560 434 1135"> <tr> <td>飛来物の種類</td> <td>鋼製材</td> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table> <p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) <u>保全計画課長</u>は、車両に関して停車している場所に応じて回避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、ディーゼル発電機室の水密扉の閉止状態を確認するとともに、換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、燃料取扱作業を中止する。</p> <p>(d) <u>保全計画課長</u>は、タンクローリー4台を鯨谷トンネルに退避する。</p> <p>c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等</p> <p>各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の取付および取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。</p> <p>d. 代替設備または予備品確保</p> <p>各課（室）長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備または予備品を確保する。</p> <p>e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課（室）長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p> <p>(a) 当直課長は、排気筒に損傷を発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。</p> <p>(b) 機械保修課長は、排気筒に損傷を発見した場合、応急補修を行う。</p> <p>(c) 土木建築課長は、アニュラス区画構造物に損傷を発見した場合、応急補修を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、排気筒またはアニュラス区画構造物の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。</p> <p>(e) 各課（室）長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。</p> <p>g. 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> | 飛来物の種類 | 鋼製材 | 寸法 (m) | 長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2 | 質量 (kg) | 135 | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |
| 飛来物の種類 | 鋼製材 | | | | | | | | | | | | | |
| 寸法 (m) | 長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2 | | | | | | | | | | | | | |
| 質量 (kg) | 135 | | | | | | | | | | | | | |
| 飛来物の種類 | 鋼製材 | | | | | | | | | | | | | |
| 寸法 (m) | 長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2 | | | | | | | | | | | | | |
| 質量 (kg) | 135 | | | | | | | | | | | | | |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|---------------------|
| <p>6. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>安全・防災室長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>安全・防災室長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> | <p>6. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>保全計画課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>保全計画課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|--|---------------------|
| <p>7 有毒ガス</p> <p>安全・防災室長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員（以下、本項において「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7. 1 要員の配置</p> <p>所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「可動源」という。）に随行・立会する者（以下、「立会人」という。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下、「終息活動」という。）を行う要員等を確保する。</p> <p>7. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 所長室長は、第136条および第137条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>7. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「固定源」という。）に対して、(b)項、(c)項およびc. 項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(b) 各課（室）長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評</p> | <p>7 有毒ガス</p> <p>保全計画課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員（以下、本項において「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7. 1 要員の配置</p> <p>所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「可動源」という。）に随行・立会する者（以下、「立会人」という。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下、「終息活動」という。）を行う要員等を確保する。</p> <p>7. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 保全計画課長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 保全計画課長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 所長室長は、第136条および第137条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>7. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「固定源」という。）に対して、(b)項、(c)項およびc. 項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(b) 各課（室）長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|---------------------|
| <p>価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(c) 各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する趣および覆い（以下、「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置、緊急時対策所換気設備および[]の換気空調設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>c. 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>安全・防災室長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>安全・防災室長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> | <p>価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(c) 各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する趣および覆い（以下、「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置、緊急時対策所換気設備および[]の換気空調設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>c. 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>保安計画課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>保安計画課長</u>は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|-------------|
| <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)</p> | <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|---|---------------------|
| <p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合は大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる特重施設に係る内容を社内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>ク 各課(室)長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく。前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) <u>安全・防災室</u>および発電室長は、大津波警報が発令された場合、原則として原子炉の停止および冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>a 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、大飯発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(4) 各課(室)長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(ウ) 各課(室)長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化お</p> | <p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故発生時または大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を、表-1から表-19から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる特重施設に係る内容を社内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>ク 各課(室)長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく。前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) <u>発電室</u>および保安計画課長は、大津波警報が発令された場合、原則として原子炉の停止および冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>a 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、大飯発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(4) 各課(室)長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(ウ) 各課(室)長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化お</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|---------------------|
| <p>よび事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>ケ <u>安全・防災室長</u>および<u>発電室長</u>は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、<u>運転員</u>（当直員）、<u>緊急時対策本部要員</u>、<u>緊急安全対策要員</u>および<u>特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。</u></p> <p>(7) <u>安全・防災室長</u>は、<u>発電所敷地内外の固定源</u>に対して、<u>有毒化学物質の確認</u>、<u>防液堤等の運用管理</u>および<u>防液堤等の施設管理の実施</u>により、<u>運転員</u>（当直員）、<u>緊急時対策本部要員</u>、<u>緊急安全対策要員</u>および<u>特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう</u>にする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(4) <u>安全・防災室長</u>および<u>発電室長</u>は、<u>可動源</u>に対して、<u>運転員</u>（当直員）、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>特重施設要員</u>が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置、緊急時対策所換気設備および^{〇〇〇〇}の換気空調設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) <u>安全・防災室長</u>および<u>発電室長</u>は、<u>予期せぬ有毒ガスの発生</u>においても、<u>運転員</u>（当直員）、<u>緊急時対策本部要員</u>のうち<u>初動対応を行う要員</u>および<u>特重施設要員</u>に対して配備した防護具を着用することならびに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(4) <u>安全・防災室長</u>は、<u>有毒ガスの発生</u>による異常を検知した場合は、<u>運転員</u>（当直員）に連絡し、<u>運転員</u>（当直員）が通信連絡設備により、<u>発電所内の必要要員</u>に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) <u>安全・防災室長</u>は、<u>常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備</u>（原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1. 2 (1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。</p> <p style="text-align: right;">（中略）</p> | <p>よび事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>ケ <u>発電室長</u>および<u>保全計画課長</u>は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、<u>運転員</u>（当直員）、<u>緊急時対策本部要員</u>、<u>緊急安全対策要員</u>および<u>特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。</u></p> <p>(7) <u>保全計画課長</u>は、<u>発電所敷地内外の固定源</u>に対して、<u>有毒化学物質の確認</u>、<u>防液堤等の運用管理</u>および<u>防液堤等の施設管理の実施</u>により、<u>運転員</u>（当直員）、<u>緊急時対策本部要員</u>、<u>緊急安全対策要員</u>および<u>特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう</u>にする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(4) <u>発電室長</u>および<u>保全計画課長</u>は、<u>可動源</u>に対して、<u>運転員</u>（当直員）、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>特重施設要員</u>が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置、緊急時対策所換気設備および^{〇〇〇〇}の換気空調設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) <u>発電室長</u>および<u>保全計画課長</u>は、<u>予期せぬ有毒ガスの発生</u>においても、<u>運転員</u>（当直員）、<u>緊急時対策本部要員</u>のうち<u>初動対応を行う要員</u>および<u>特重施設要員</u>に対して配備した防護具を着用することならびに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(4) <u>保全計画課長</u>は、<u>有毒ガスの発生</u>による異常を検知した場合は、<u>運転員</u>（当直員）に連絡し、<u>運転員</u>（当直員）が通信連絡設備により、<u>発電所内の必要要員</u>に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) <u>保全計画課長</u>は、<u>常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備</u>（原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1. 2 (1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。</p> <p style="text-align: right;">（中略）</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|-------------|
| <p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(4) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(2) 要員への教育訓練の実施</p> <p>各課（室）長は、「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における各要員の役割に応じた任務を遂行するに当たり必要となる力量の付与のための教育訓練および力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別的教育訓練を実施する。</p> <p>さらに、要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する要員以外の要員でも対応できるよう教育訓練の充実を図るとともに、教育内容についても充実を図る。</p> | <p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(4) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(2) 要員への教育訓練の実施</p> <p>各課（室）長は、「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における各要員の役割に応じた任務を遂行するに当たり必要となる力量の付与のための教育訓練および力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別的教育訓練を実施する。</p> <p>さらに、要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する要員以外の要員でも対応できるよう教育訓練の充実を図るとともに、教育内容についても充実を図る。</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|---|-------------------------------|
| <p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>(7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応 「添付 3.1.1(2)教育訓練の実施 ア 力量の付与のための教育訓練」と同じ。</p> <p>(4) 特重施設を構成する設備を用いた A P C 等による大規模損壊発生時の対応 各課（室）長は、特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、当直課長、緊急時対策本部要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第 13 条第 2 項および第 4 項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 各課（室）長は、表-2 1 から表-3 1 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について「エ A P C 等時の成立性の確認訓練等」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>b 安全・防災室長は、特重施設を構成する設備を設置または改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、A P C 等時の成立性の確認訓練により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p> <p>(7) その他の大規模損壊対応 安全・防災室長および保全計画課長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全炉毎の指揮を行う指揮者（以下、「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第 13 条第 4 項の体制に入るまでに、以下の教育訓練に基づき実施する。</p> <p>a 消火活動要員 (a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練 (b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練 b 指揮者等 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事を想定した教育訓練 (イ) 安全・防災室長は、(7) 項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p> <p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部要員、特重施設要員および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> | <p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>(7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応 「添付 3.1.1(2)教育訓練の実施 ア 力量の付与のための教育訓練」と同じ。</p> <p>(4) 特重施設を構成する設備を用いた A P C 等による大規模損壊発生時の対応 各課（室）長は、特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、当直課長、緊急時対策本部要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第 13 条第 2 項および第 4 項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 各課（室）長は、表-2 1 から表-3 1 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について「エ A P C 等時の成立性の確認訓練等」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>b 安全・防災室長は、特重施設を構成する設備を設置または改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、A P C 等時の成立性の確認訓練により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p> <p>(7) その他の大規模損壊対応 安全・防災室長および保全計画課長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全炉毎の指揮を行う指揮者（以下、「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第 13 条第 4 項の体制に入るまでに、以下の教育訓練に基づき実施する。</p> <p>a 消火活動要員 (a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練 (b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練 b 指揮者等 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事を想定した教育訓練 (イ) 安全・防災室長および保全計画課長は、(7) 項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p> <p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部要員、特重施設要員および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> | <p>理由</p> <p>職務分担風直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|-------------|
| <p>なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。</p> <p>(7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応 「添付 3.1.1(2)教育訓練の実施 イ 力量の維持向上のための教育訓練」と同じ。</p> <p>(4) 特重施設を構成する設備を用いた A P C 等による大規模損壊発生時の対応 a 各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員に対して、表 1-2 から表 3-1 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目と定め、要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>(a) 当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練項目を年 2 回以上実施し、うち 1 回は机上による教育訓練とする。</p> <p>(b) 当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じ実施する (a) 項の教育訓練結果を評価し力量が維持されていることを確認する。</p> <p>b 各課（室）長は、緊急時対策本部要員および特重施設要員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>(a) 緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じて、特重施設からの操作による原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図り、原子炉格納容器的破損による放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応を実施するために必要な知識についての教育訓練を年 1 回実施する。</p> <p>(b) 要員の役割に応じて、A P C 等による大規模損壊が発生した場合に原子炉格納容器的破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応ができるよう、A P C 等による大規模損壊発生時における重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年 1 回実施する。</p> <p>(c) 特重施設の対応を迅速に実施するために、必要に応じて事象進展による悪条件等（高線量下、夜間および悪天候（降雨、強風等）および照明機能低下等）を想定し、必要な防護器具等を使用した訓練も実施する。</p> <p>(d) 特重施設の対応を迅速に実施するために、特重施設要員は、役割に応じて特重施設について熟知しておく必要があるため、現場を含めた教育訓練を行う。また、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の定期点検および運転に必要な操作を自らが行う。</p> <p>(e) 特重施設の対応を迅速に実施するために、設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備する。特重施設要員は、それらの情報およびマニュアルを用いて、事故時対応訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、情報およびマニュアルの管理を実施する。</p> <p>(7) その他の大規模損壊対応 a 消火活動要員</p> | <p>なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。</p> <p>(7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応 「添付 3.1.1(2)教育訓練の実施 イ 力量の維持向上のための教育訓練」と同じ。</p> <p>(4) 特重施設を構成する設備を用いた A P C 等による大規模損壊発生時の対応 a 各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員に対して、表 1-2 から表 3-1 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目と定め、要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>(a) 当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練項目を年 2 回以上実施し、うち 1 回は机上による教育訓練とする。</p> <p>(b) 当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じ実施する (a) 項の教育訓練結果を評価し力量が維持されていることを確認する。</p> <p>b 各課（室）長は、緊急時対策本部要員および特重施設要員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>(a) 緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じて、特重施設からの操作による原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図り、原子炉格納容器的破損による放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応を実施するために必要な知識についての教育訓練を年 1 回実施する。</p> <p>(b) 要員の役割に応じて、A P C 等による大規模損壊が発生した場合に原子炉格納容器的破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応ができるよう、A P C 等による大規模損壊発生時における重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年 1 回実施する。</p> <p>(c) 特重施設の対応を迅速に実施するために、必要に応じて事象進展による悪条件等（高線量下、夜間および悪天候（降雨、強風等）および照明機能低下等）を想定し、必要な防護器具等を使用した訓練も実施する。</p> <p>(d) 特重施設の対応を迅速に実施するために、特重施設要員は、役割に応じて特重施設について熟知しておく必要があるため、現場を含めた教育訓練を行う。また、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の定期点検および運転に必要な操作を自らが行う。</p> <p>(e) 特重施設の対応を迅速に実施するために、設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備する。特重施設要員は、それらの情報およびマニュアルを用いて、事故時対応訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、情報およびマニュアルの管理を実施する。</p> <p>(7) その他の大規模損壊対応 a 消火活動要員</p> | <p>変更なし</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|--|---------------------|
| <p>安全・防災室長は、消火活動要員に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練</p> <p>(b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練</p> <p>b 指揮者等</p> <p>安全・防災室長は、緊急時対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事を想定した教育訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>ウ 技術的能力の確認訓練</p> <p>安全・防災室長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>安全・防災室長は、指揮者等、特重施設要員および消火活動要員に對し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択ならびに指揮者等、特重施設要員および消火活動要員との連携を含めた実効性等を確認するため、イ項(7) a (a) または (b) のいずれかの操作およびイ項(7) a を踏まえた総合的な訓練について、任意の指揮者等、特重施設要員および消火活動要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>(中略)</p> | <p>安全・防災室長および保全計画課長は、消火活動要員に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練</p> <p>(b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練</p> <p>b 指揮者等</p> <p>安全・防災室長は、緊急時対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事を想定した教育訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>ウ 技術的能力の確認訓練</p> <p>安全・防災室長および保全計画課長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>安全・防災室長および保全計画課長は、指揮者等、特重施設要員および消火活動要員に對し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択ならびに指揮者等、特重施設要員および消火活動要員との連携を含めた実効性等を確認するため、イ項(7) a (a) または (b) のいずれかの操作およびイ項(7) a を踏まえた総合的な訓練について、任意の指揮者等、特重施設要員および消火活動要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 2 手順書の整備</p> <p>各課(室)長(当直課長を除く。)は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、大規模損壊が発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害およびAPC等を想定する。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作</p> <p>各課(室)長は、大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては、可搬型重大事故等対応設備による対応を中心とした、多様性および的確かつ状況に応じた柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更なる多様性を持たせたものとする。この手順書の内容の詳細は、「ウ 大規模損壊発生時に可</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|---|---------------------|
| <p>搬型設備等による対応を行うために必要な手順書」に規定する。</p> <p>各課（室）長は、A P C等による大規模損壊発生時の対応の手順書を整備する。この手順書の内容の詳細は、「工 A P C等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書」に規定する。</p> <p>安全・防災室長は、原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる要員および使用可能な設備により、原子炉格納容器の破損防止または緩和、ならびに放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。</p> <p>安全・防災室長は、発電所内の実施組織とその支援組織が連携し、事故の進展状況に応じて実効的に対応を実施するため、以下を社内標準に定める。</p> <p>a 安全・防災室長は、発電所対策本部が使用する手順書に、体制、通報および緊急時対策本部内の連携等について明確に定める。</p> <p>b 安全・防災室長は、特重施設要員が使用する手順書に、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <p>（中略）</p> <p>工 A P C等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書</p> <p>(7) 特重施設における各手順の基本的考え方</p> | <p>搬型設備等による対応を行うために必要な手順書」に規定する。</p> <p>各課（室）長は、A P C等による大規模損壊発生時の対応の手順書を整備する。この手順書の内容の詳細は、「工 A P C等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書」に規定する。</p> <p>安全・防災室長は、原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる要員および使用可能な設備により、原子炉格納容器の破損防止または緩和、ならびに放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。</p> <p>安全・防災室長は、発電所内の実施組織とその支援組織が連携し、事故の進展状況に応じて実効的に対応を実施するため、以下を社内標準に定める。</p> <p>a 安全・防災室長は、発電所対策本部が使用する手順書に、体制、通報および緊急時対策本部内の連携等について明確に定める。</p> <p>b 安全・防災室長は、特重施設要員が使用する手順書に、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <p>（中略）</p> <p>工 A P C等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書</p> <p>(7) 特重施設における各手順の基本的考え方</p> | |
| <p>（以下略）</p> | <p>（以下略）</p> | <p>職務分担見直しに伴う変更</p> |

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。